

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2019年 4 月 1 日
(第75期) 至 2020年 3 月31日

日 本 精 機 株 式 会 社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第75期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【事業等のリスク】	13
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	19
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	49
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	67
1 【連結財務諸表等】	68
2 【財務諸表等】	127
第6 【提出会社の株式事務の概要】	140
第7 【提出会社の参考情報】	141
1 【提出会社の親会社等の情報】	141
2 【その他の参考情報】	141
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	142

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【事業年度】	第75期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 浩一
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】	(0258)24-3311(代表)
【事務連絡者氏名】	事業管理本部財務統括部 執行役員 渡辺 桂三
【最寄りの連絡場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】	(0258)24-3311(代表)
【事務連絡者氏名】	事業管理本部財務統括部 執行役員 渡辺 桂三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	移行日	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2016年 4 月 1 日	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上収益 (百万円)	—	245,967	263,163	263,239	246,340
税引前利益 (百万円)	—	15,356	15,854	16,291	7,566
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失 (△) (百万円)	—	10,164	11,105	11,569	△350
親会社の所有者に帰属する包括利益 (百万円)	—	10,341	7,938	12,144	△9,058
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	156,649	164,500	170,381	179,969	168,601
資産合計 (百万円)	296,127	293,279	298,132	307,665	296,987
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,735.44	2,873.05	2,975.34	3,142.61	2,943.20
基本的1株当たり当期利益又は損失 (△) (円)	—	177.51	193.94	202.03	△6.13
希薄化後1株当たり当期利益又は損失 (△) (円)	—	177.27	193.67	201.74	△6.13
親会社所有者帰属持分比率 (%)	52.90	56.09	57.15	58.50	56.77
親会社所有者帰属持分利益率 (%)	—	6.33	6.63	6.60	△0.20
株価収益率 (倍)	—	13.49	9.96	8.86	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	16,504	22,522	16,815	16,845
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△2,476	△13,263	△16,085	△18,321
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△16,388	△4,461	△1,314	△2,212
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	41,548	38,212	42,637	42,128	36,657
従業員数 (名)	13,284	13,912	13,927	14,663	14,530

(注) 1 第73期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

回次	日本基準		
	第71期	第72期	第73期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月
売上高 (百万円)	243,606	240,520	260,345
経常利益 (百万円)	16,378	17,764	18,990
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,143	9,412	12,472
包括利益 (百万円)	△3,442	8,357	11,314
純資産額 (百万円)	164,847	163,985	173,541
総資産額 (百万円)	292,130	290,934	297,569
1株当たり純資産額 (円)	2,697.71	2,764.28	2,925.68
1株当たり 当期純利益金額 (円)	159.67	164.37	217.81
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	159.48	164.15	217.51
自己資本比率 (%)	52.88	54.40	56.30
自己資本利益率 (%)	5.81	6.02	7.66
株価収益率 (倍)	13.63	14.57	8.87
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,890	15,681	22,005
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,386	△3,536	△12,297
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,823	△15,744	△3,616
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	41,015	35,901	42,228
従業員数 (名)	13,284	13,912	13,927

(注) 1 第73期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (百万円)	114,703	117,415	120,752	121,937	115,086
経常利益 (百万円)	5,485	10,266	6,530	6,014	1,004
当期純利益 (百万円)	4,414	5,392	4,558	2,101	1,356
資本金 (百万円)	14,494	14,494	14,494	14,494	14,494
発行済株式総数 (千株)	60,907	60,907	60,907	60,907	60,907
純資産額 (百万円)	85,788	90,439	94,055	91,284	88,027
総資産額 (百万円)	197,879	205,595	202,863	203,580	199,230
1株当たり純資産額 (円)	1,496.65	1,577.79	1,640.65	1,591.95	1,534.74
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	35.00 (17.00)	35.00 (17.00)	42.00 (17.00)	45.00 (20.00)
1株当たり 当期純利益金額	(円)	77.09	94.18	79.60	36.69
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	77.00	94.05	79.49	36.64
自己資本比率 (%)	43.31	43.94	46.31	44.78	44.13
自己資本利益率 (%)	5.15	6.13	4.95	2.27	1.51
株価収益率 (倍)	28.23	25.43	24.26	48.75	48.77
配当性向 (%)	45.40	37.16	52.76	122.64	168.90
従業員数 (名)	1,705	1,709	1,765	1,803	1,858
株主総利回り (比較指標： 配当込みTOPIX)	(%) (%)	93.4 (89.2)	104.1 (102.3)	86.3 (118.5)	82.2 (112.5)
最高株価 (円)	2,864	2,567	2,645	2,388	2,018
最低株価 (円)	2,000	1,466	1,868	1,725	954

(注) 1

1株当たり配当額に含まれる記念配当又は特別配当 (円)	1.00 (記念)	—	—	—	—
-----------------------------	--------------	---	---	---	---

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第74期の期首から適用しており、第73期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1946年12月	新潟県長岡市蔵王町(現・松葉)に日本精機株式会社を設立。 時計・計器類の製造販売を開始。
1951年10月	新潟県長岡市北中島町(現・中島)に本社工場を新設し、本社を移転。
1953年8月	東京連絡所(現・東京営業所)を開設。
1955年9月	新潟県長岡市西新町(現・城岡)に本社及び本社工場を移転。
1959年6月	大阪連絡所(現・大阪営業所)を開設。
9月	埼玉県上尾市に(有)旭計器製作所(1972年4月株式会社に改組)を設立。
1961年7月	浜松出張所(現・浜松営業所)を開設。
1970年2月	新潟県長岡市に日精サービス㈱を設立。(現・連結子会社)
12月	現在地に本社・本社工場を移転。
12月	新潟県小千谷市に真人工場を新設。
1971年7月	真人工場を(株)真人日本精機に改組設立。
1972年11月	米国、カリフォルニア州にエヌ・エス・インターナショナル社を設立。(現・連結子会社)
1973年6月	新潟県長岡市にエヌエスエレクトロニクス㈱を設立。(現・連結子会社)
1976年8月	液晶表示素子の製造を開始。
1978年7月	新潟県長岡市に(株)ホンダベルノ長岡を設立。
1982年6月	広島県庄原市に(株)ワイエヌエス(現・N S ウェスト㈱)を設立。(現・連結子会社)
11月	液晶組立が本社工場より液晶製造部に独立。
1983年11月	新潟県長岡市に日精ホンダ㈱を設立。
1985年4月	新潟県長岡市に(株)エヌエス・コンピュータサービス(現・(株)N S ・コンピュータサービス)を設立。(現・連結子会社)
1986年3月	決算月を9月から3月に変更。
7月	米国、オハイオ州にニューサバイナインダストリーズ社を設立。(現・連結子会社)
1987年8月	英国、オックスフォードシャー州にユーケーエヌ・エス・アイ社を設立。(現・連結子会社)
1989年2月	株式を東京証券取引所市場第二部及び新潟証券取引所に上場。
1990年11月	新潟県長岡市にR & Dセンターを新設。
1993年10月	エヌエスエレクトロニクス㈱と(株)エフ・エス・シーが合併。
1994年4月	中国、香港に香港易初日精有限公司を設立。(現・連結子会社)
1995年2月	中国、上海に合弁会社上海易初日精有限公司(現・上海日精儀器有限公司)を設立。 (現・連結子会社)
8月	ISO9001認証取得。
12月	タイ王国、チョンブリ県にタイニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
1996年2月	(株)ホンダベルノ長岡と(株)ホンダクリオ長岡が合併し、(株)ホンダ四輪販売長岡を設立。
12月	米国ビッグスリーの品質要求規格QS9000の認証取得。
12月	エヌエスエレクトロニクス㈱と関係会社エヌエスパーツ㈱が合併。
1997年9月	タイ王国、チョンブリ県にタイ マット エヌエス社を設立。(現・連結子会社)
1998年5月	新潟県長岡市に第二液晶工場を新設。
1999年8月	ISO14001認証取得。
2000年7月	(株)真人日本精機と(株)旭計器製作所が合併し、エヌエスアドバンテック㈱を設立。 (現・連結子会社)
2001年1月	中国、香港に香港支店を開設。
11月	中国、香港に香港日本精機有限公司を設立。(現・連結子会社)
12月	インドネシア、バンテン州にインドネシア エヌエス社(現・インドネシア ニッポンセイキ社)を設立。(現・連結子会社)
12月	インド、ハリヤナ州のジェイエヌエス インストルメンツ社に出資。
2002年4月	新潟県長岡市の(株)大和ホンダを子会社として追加。
8月	ブラジル、アマゾナス州にニッポンセイキ・ド・ブラジル社を設立。(現・連結子会社)
12月	オランダ、アムステルダム市にニッポンセイキヨーロッパ社を設立。(現・連結子会社)
2003年9月	中国、広東省に東莞日精電子有限公司を設立。(現・連結子会社)
2004年6月	中国、江蘇省に日精工程塑料(南通)有限公司を設立。(現・連結子会社)
11月	新潟県長岡市に(株)N S モーターズ(現・(株)カーステーション新潟)を設立。(現・連結子会社)

2006年 5 月	新潟県長岡市に㈱新長岡マツダ販売を設立。
6 月	㈱ホンダ四輪販売長岡が㈱大和ホンダを合併。(現・連結子会社)
7 月	新潟県長岡市にN S テクニカルセンターを新設。
7 月	ブラジル、サンパウロ州にエヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社を設立。 (現・連結子会社)
2007年 3 月	ベトナム、ハノイ市にベトナム・ニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
8 月	タイ王国、チョンブリ県にニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社を設立。(現・連結子会社)
2008年 4 月	メキシコ、ヌエボレオン州にニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社の 2 社を設立。(現・連結子会社)
10 月	台湾、基隆市の尚志精機股份有限公司(現・台湾日精儀器股份有限公司)への出資比率を高め、連結子会社化。(2019年 4 月に台北市へ移転)
2010年12月	新潟マツダ自動車㈱の株式を、マツダ㈱から取得。新潟県全域でマツダディーラー事業を展開。
2011年 6 月	中国、湖北省武漢市に日精儀器武漢有限公司を設立。(現・連結子会社)
2012年 2 月	インド、アーンドラ・プラデーシュ州にエヌエス インストルメンツ インディア社を設立。 (現・連結子会社)
3 月	中国、上海市に日精儀器科技(上海)有限公司を設立。(現・連結子会社)
6 月	新潟マツダ自動車㈱が㈱新長岡マツダ販売を合併。(現・連結子会社)
10 月	東京都台東区に東京テクニカルセンターを開設。(2017年 4 月に東京都北区へ移転)
2013年 8 月	メキシコ、ヌエボレオン州にニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社を設立。(現・連結子会社)
10 月	ベトナム、ダナン市にダナンニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
2017年 4 月	民生事業部とディスプレイ事業部を統合し、コンポーネント事業部新設。(現・EMS・コンポーネント本部)
2018年 2 月	IATF16949認証取得。
2019年 2 月	ポーランド、ウッチ県にニッポンセイキポーランド社を設立。(現・連結子会社)
7 月	パイオニア株式会社より、レーザー स्कаны方式HUDの基幹部品に係る知的財産を取得。
10 月	東京都北区に東京R & Dセンターを開設。

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社35社及び関連会社1社で構成され、四輪車用・二輪車用・汎用計器類、民生用機器・液晶表示素子の製造販売及び自動車販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する物流、コンピューターシステム及び樹脂材料加工・販売等の事業を展開しております。

国内関係会社においては、製造会社は主として当社の生産体制と一体となって、当社製品の部品・完成品の製造を担当し主に当社へ納入をしております。その他販売及びサービス関連の会社については当社及びグループ間の取引のほか、直接他の法人、エンドユーザーとの取引をしております。

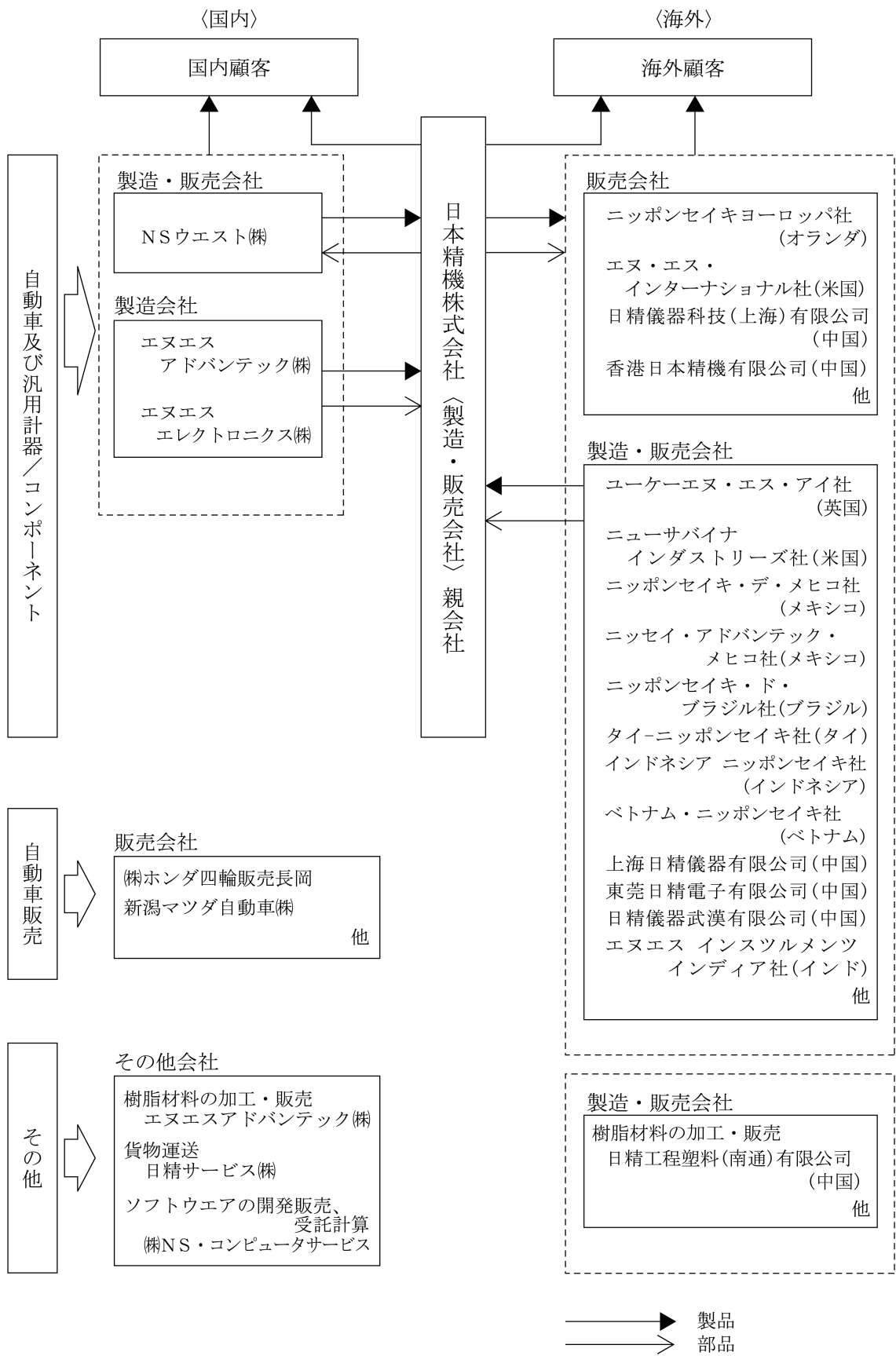
海外関係会社においては、現地系企業への販路拡大及び当社国内得意先の海外展開へ対応するとともに、なかでも中国・アジア拠点は、グループ内相互補完の輸出基地としての役割をもって当社製品の製造・販売を行っております。

当社グループの事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

セグメントの名称	主 要 製 品 等	会 社 名
自動車及び汎用計器事業	四輪車用計器 ヘッドアップディスプレイ 二輪車用計器 汎用計器 各種センサー	当社 エヌエスアドバンテック(株) エヌエスエレクトロニクス(株) NSウエスト(株) ユーケーエヌ・エス・アイ社 ニッポンセイキョーロッパ社 ニューサバイナインダストリーズ社 エヌ・エス・インターナショナル社 ニッポンセイキ・デ・メヒコ社 ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社 ニッポンセイキ・ド・ブラジル社 タイニッポンセイキ社 インドネシア ニッポンセイキ社 ベトナム・ニッポンセイキ社 上海日精儀器有限公司 日精儀器武漢有限公司 日精儀器科技(上海)有限公司 エヌエス インスツルメンツ インディア社 他
コンポーネント事業	OA・情報機器操作パネル 空調・住設機器コントローラー FA・アミューズメントユニット ASSY 高密度実装基板EMS 液晶表示素子・モジュール 有機EL表示素子・モジュール その他	当社 エヌエスアドバンテック(株) エヌエスエレクトロニクス(株) タイニッポンセイキ社 香港日本精機有限公司 東莞日精電子有限公司 他
自動車販売事業	新車・中古車の販売 車検・整備等のサービス	(株)ホンダ四輪販売長岡 新潟マツダ自動車(株) 他
その他	貨物運送 ソフトウェアの開発販売 受託計算 樹脂材料の加工・販売 その他	当社 日精サービス(株) (株)NS・コンピュータサービス エヌエスアドバンテック(株) 日精工程塑料(南通)有限公司 他

(注) 複数の事業を営んでいる会社については、それぞれの事業区分に記載しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
エヌエス アドバンテック(株)	新潟県小千谷市	161	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント事業 その他	100.0	—	製品及び部品の購入、 土地建物の賃貸、 資金の借入、 役員の兼任等
エヌエスエレクト ロニクス(株)	新潟県長岡市	91	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント事業	100.0	—	製品及び部品の購入、資金の 貸付、土地建物の賃貸、 役員の兼任等
N S ウェスト(株)	広島県庄原市	350	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売及び購入、 資金の借入、 役員の兼任等
(株)N S ・コンピュータ サービス	新潟県長岡市	323	その他	100.0	—	ソフトウェアの開発委託、土 地建物の賃貸、資金の貸付、 役員の兼任等
日精サービス(株)	新潟県長岡市	100	その他	100.0	—	製品の梱包・運搬、土地建物 の賃貸、資金の借入、 役員の兼任等
(株)ホンダ四輪販売長岡	新潟県長岡市	130	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、土地建物 の賃貸、資金の貸付、 役員の兼任等
新潟マツダ自動車(株)	新潟県新潟市	100	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、 資金の借入、 役員の兼任等
ユーケーエヌ・ エス・アイ社 (注) 3	英国 ウースターシャ ー州	千STG £ 12,761	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
ニッポンセイキ ヨーロッパ社	オランダ 北ホラント州	千ユーロ 350	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 資金の借入、 役員の兼任等
ニューサバイナ インダストリーズ社 (注) 3	米国 オハイオ州	千US\$ 12,700	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (7.9)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
エヌ・エス・ インターナショナル社 (注) 3、6	米国 ミシガン州	千US\$ 480	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 資金の借入、 役員の兼任等
ニッポンセイキ・ デ・メヒコ社 (注) 3	メキシコ ヌエボレオン州	千MXN 259,175	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (20.5)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
ニッセイ・アドバンテッ ク・メヒコ社 (注) 3	メキシコ ヌエボレオン州	千MXN 249,500	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (95.59)	—	資金の貸付
ニッポンセイキ・ド・ ブラジル社	ブラジル アマゾナス州	千BRL 60,032	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
タイニッポンセイキ社	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 406,500	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント事業	100.0	—	製品の販売及び購入、 役員の兼任等
インドネシア ニッポンセイキ社	インドネシア バンテン州	千US\$ 4,500	自動車及び 汎用計器事業	70.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
ベトナム・ ニッポンセイキ社	ベトナム ハノイ市	千US\$ 7,000	自動車及び 汎用計器事業	70.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
エヌエス インストルメン ツ インディア社 (注) 3	インド アーンドラ・ プラデーシュ州	千Rs 1,380,000	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (1.0)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
香港日本精機有限公司	中華人民共和国 香港	千HK\$ 24,977	コンポーネント事業	100.0 (30.0)	—	製品の販売及び購入、 資金の貸付、 役員の兼任等
東莞日精電子有限公司	中華人民共和国 広東省	千US\$ 3,330	コンポーネント事業	100.0 (30.0)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
上海日精儀器有限公司	中華人民共和国 上海市	千US\$ 10,000	自動車及び 汎用計器事業	80.0 (80.0)	—	製品の販売、部品の購入、 役員の兼任等

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
台湾日精儀器 股份有限公司	台湾 台北市	千NT\$ 100,000	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
日精工程塑料(南通) 有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千US\$ 8,000	その他	100.0 (100.0)	—	部品の購入
日精儀器武漢有限公司 (注) 3	中華人民共和国 湖北省	千元 131,900	自動車及び 汎用計器事業	75.0	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
日精儀器科技(上海) 有限公司	中華人民共和国 上海市	千US\$ 1,500	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント事業	91.0 (31.0)	—	製品の販売、 役員の兼任等
その他10社						

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2 「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であります。
3 特定子会社であります。
4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
5 関係内容における役員の兼任等には、当社役員及び当該会社役員兼任のほか、出向及び転籍等も含まれております。
6 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

(百万円)					
会社名	売上収益	税引前利益	当期利益	純資産額	総資産額
エヌ・エス・ インターナショナル社	55,602	3,308	2,616	74,442	81,010

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	11,686
コンポーネント事業	872
自動車販売事業	505
その他	1,212
全社(共通)	255
合計	14,530

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,858	42.2	17.7	5,583

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	1,368
コンポーネント事業	237
その他	1
全社(共通)	252
合計	1,858

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

a 結成年月日と名称

結成：1959年2月14日

名称：JAM日本精機労働組合

b 組合員数

1,351名(2020年3月31日現在)

c 所属上部団体名

産業別労働組合ジェイ・エイ・エム

d 労使関係は、円満な関係を維持しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループでは経営理念及び企業文化を普遍的な価値と位置付け経営活動を行っております。その経営理念とは「顧客の立場に立って価値の高い製品を提供することにより社会の繁栄に貢献する」であり、常にグループ一丸となってお客様に満足していただける商品をお届けすることをモットーに事業活動を展開しております。また当社グループの企業文化とは、「質・実・簡・迅」（本質的なことを現実に基づきシンプルに素速く実行する。）であり、この企業文化を築きあげることにより「芯から強い会社」になることを目指しております。

次にグループビジョンとして「NEMS433」を掲げ、当社グループの保有技術の更なる進化及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し「ものづくり企業集団」として事業の拡大を図っております。

「NEMS433」とは以下の要素を表しております。

“4” 「4つの大切」

- | | |
|--------|--|
| 1) 志 | 志（強い意志）をもって努力を重ねることにより、高い目標を実現する。 |
| 2) 社会 | 法令遵守や環境保全、株主の皆様との良好な関係の構築などを通じ、社会的な責任を果たしていく。 |
| 3) お客様 | 負けないQ（品質）D（納期）C（コスト）D（技術）により、お客様の満足度向上に努める。 |
| 4) 人 | 社員個々人の能力を高め、それを存分に発揮できる仕組みにより、個人と会社の両方が成長していける関係を大切にします。 |

“3” 「3つの価値」

NEMSによって3つの「つなげる価値」をかたちにする。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1) 人と人をつなげる | お客様、お取引様、従業員のつながりを大切にし、求める価値を共有していく。 |
| 2) 人と技術をつなげる | 技術進化を追求し、人と技術をつなげることで、新しい価値を提供していく。 |
| 3) 人と情報をつなげる | グループ保有情報を人とつなげるにより、共通の価値を拡張していく。 |

“3” 「売上高3,000億円／営業利益300億円」

グループ全体の持続的成長により、連結売上高3,000億円、連結営業利益300億円を達成する。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題などのリスクが残る中、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済全体へ波及しており、先行き不透明な経営環境が続く見込みです。この厳しい経営環境下において、当社グループは、経営計画に「原価低減活動の強化／プロセス変革と定着」「基幹部品の内製化推進」「意識改革／働き方改革」等の施策を加え、収支改善に取り組むとともに、新型コロナウイルス環境下の具体的対応として、「顧客生産計画・納入の遵守」「テレワーク等の推進」「設備投資の厳選、経費削減」を実践し、安心・安全を第一に考えながら足元の業績悪化リスクにスピード感をもって対処してまいります。

また、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）と呼ばれる次世代自動車開発はますます加速し、ヘッドアップディスプレイを含む自動車用計器の機能や役割の変化が予測されます。

このような状況に加えて、国内外を問わず従来のサプライヤーとのコスト競争の激化、メガサプライヤーの攻勢、さらには異業種からの参入等、当社を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていくものと予想されます。

このような変化が速く激しい世界経済にあって、当社グループはグローバルマーケットにおける販売台数拡大及び製品の高付加価値化を実現すべく、保有技術の更なる進化及びそのシナジー効果により、他社に対する優位性を確立し、「ものづくり企業集団」としての事業の拡大成長に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 主要市場における経済状況

当社グループは、日本をはじめ、米州、欧州、アジア地域を含む世界各地域で製造及び販売活動を行っておりますが、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、保護主義の台頭等により市場となる国や地域の景気悪化、それに伴い著しく需要縮小となった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループではこのような事態に備え、グローバルでの経済状況の変化を注意深くモニタリングし、製品の他地域生産拠点への移管や、地産地消の推進等、変化に迅速かつ柔軟に対応できるような体制強化に努めております。

(2) 世界各国での事業展開

当社グループは米州、欧州、アジアの各地域で海外事業展開を行っております。しかしながら以下のリスクが顕在化した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・予期しない法律又は規制の変更
- ・不利な政治的又は経済的要因
- ・人材の採用と確保の難しさ
- ・テロ、戦争、疾病、その他の要因による社会的混乱

当社グループではこのような事態に備え、生産・販売国の経済・政治・社会的状況に加えて事業に関連する各国の法規制の情報を日々収集し、必要な対応を行っております。

(3) 為替変動

当社グループは、グローバルに事業を展開しており今後も積極的に海外での事業展開を行ってまいります。当社グループの売上収益に占める海外売上収益の比率は年々増加し、為替変動の影響もより大きくなってまいります。一般的に円高が進行した場合、外国通貨建ての売上収益や連結決算における在外連結子会社の財務諸表の円換算額等に影響を及ぼし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える場合があります。このため、主要通貨の変動と事業への影響をモニタリングし、必要に応じて為替予約等、為替リスクをヘッジする施策を適時実行しております。

(4) 技術変化への対応

当社グループは、時代の変化、市場ニーズに常に目を向け、顧客目線で、価値の高い製品づくりを目指し研究開発に取り組んでおりますが、想定外の市場ニーズの変化や、業界の技術革新に対応できず優位性のある製品を提供できなくなった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

このような事態を回避するため、当社グループは顧客・サプライヤーとの連携深化を進めるとともに、先端技術開発力の強化、更なる製品の高機能化や普及に対応すべく取り組んでおります。また、営業・要素技術開発・量産設計開発がより密に連携することで、将来に向けた技術開発を発展させる取り組みを進めるため、2019年に東京R&Dセンターを開設しております。

(5) 知的財産権の保護

当社グループは、事業の優位性を確保する為に、他社製品と差別化できる技術とノウハウを保持しております。自社の有用な技術・発明等を出願・権利化し知的財産を保護するとともに、これら知的財産の保護には注力しておりますが、第三者が当社グループの知的財産を無断使用して製造することを防止できず損害を被る可能性があります。もう一方では、当社グループの製品が第三者の知的財産権を侵害しているとの主張を受け、当社が第三者から訴訟を提起された場合、その結果によっては、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

このような事態に対し、自社及び第三者の製品に使用される技術等を検証する知的財産部門を有し、対応を行っております。

(6) 製品の品質

当社グループの提供する製品において、万一、製品に欠陥が生じ顧客に重大な損失をもたらし、社会的信用の低下、また多額な損害賠償が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループではこうした事態を回避するため、製品の企画・設計・開発・製造・販売のすべての活動において、品質第一の考えのもと顧客要求を満たし、業界一の品質・技術の確立を目指し、以下の事項に従い全力をあげて取り組んでおります。

- ①製品が法規制、顧客要求事項、機能安全要件を満たし、適合しているか分析・評価し、顧客満足の上昇を図る。
- ②優位性のある、Q（品質）、D（納期）、C（コスト）、D（技術）の目標を掲げ、これを達成する。
- ③品質目標の達成を事業計画に含め、経営重点事項として展開する。

(7) 原材料・部品の調達

当社グループは、製品の製造に使用する原材料や部品の複数のグループ外供給元から調達しておりますが、一部のものについては、その特殊性から調達先が限定されているものや、調達先の切替の困難なものがあります。調達先の生産能力不足や品質不良又は倒産、火災、地震等の自然災害、その他の理由により調達が出来なくなった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、こうした事態に備え、発生時の影響を最小限に抑えるため、日頃から代替品の検討、調達先の複数社化、グローバル調達等を進めることにより安定した原材料や部品の調達を図っております。

(8) 法的手続き

当社グループは、全世界で多岐に渡る事業活動を展開しており、各国で訴訟その他の法的手続きの当事者となる可能性があります。また、各国の法制度・裁判制度の違いもあり、事案によって多額な損害賠償となった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

こうした事態に対し、当社グループは、事業に関わる各種法令を遵守するとともに、安全な製品の提供・使用、契約条件の明確化、相手方との協議の実施等により紛争の発生を未然に防ぐよう努めており、法務部が中心的な役割を担っております。

(9) 情報セキュリティ

当社グループは、研究開発、生産、販売等をはじめ事業活動の多くをITシステムに依存しており、技術情報等の重要な機密情報や、顧客その他関係者の個人情報を持しております。しかし災害、ソフトウェアや機器の欠陥、あるいはサイバー攻撃等の不測の事態によりこれらの情報が漏洩し、社会的信用の低下、また多額な損害賠償が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

これら情報の漏洩を防止するため社内規程の整備や社員教育の徹底、セキュリティシステムの強化等様々な対策を講じております。

(10) 自然災害や火災等の影響

当社グループは、大規模な地震、洪水、台風等の自然災害や火災等の災害事故が生じ、設備等の損壊や電力、ガス、水の供給困難となり操業を停止せざるを得ない事態となれば、生産及び出荷が遅延する可能性があります。また、損害を被った設備等の修復の為に多額の費用が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

そのような事態に対し、当社グループでは、リスクマネジメント委員会「防災部会」「BCP部会」を設け、自然災害に対する被害・損害を最小限にするための防災や減災、危機管理を重要なものと位置付け、継続的な活動を行っております。有事の際には各本部機能が中心となり、情報収集や対応の検討を行うとともに、その情報が経営層に伝達され、対応を図る危機管理体制を構築しております。また事故発生の未然防止のための安全操業体制の強化に日々邁進しております。

(11) 人材の確保

当社グループは、グローバルでの事業目標達成のために多様で優秀な人材の確保に努めております。

しかしながら日本国内での少子高齢化による労働人口の減少、グローバルでの事業拡大に伴う人材需要の増加及び必要スキルの高度化等により、多様で有能な人材を計画的に確保、育成及び定着させることができず、中・長期経営計画の戦略を実行しその目標を達成することが困難になる可能性があります。

当社グループはこのような事態に備え、中・長期の経営計画に掲げる目標達成のためには、個人と会社の両方が成長していくことができる関係を大切に、社員個々人の能力を高め、それを存分に発揮できる仕組みを構築することが必要不可欠であると認識しています。そのため当社グループは、多様性を尊重するとともに、社員が安心して生き生きと働ける企業を目指し各種人材育成プログラムを積極的に行っております。

(12) その他のリスク

新型コロナウイルス感染拡大の影響

新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済全体に波及しており、いまだ世界規模での感染終息が見通せない中、今後、事態が長期化あるいは感染第2波の発生等により状況が悪化した場合、サプライチェーンの混乱や工場閉鎖の実施、さらには世界的な景気低迷により当社製品への需要が著しく減少する等、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループではその対応として、従業員、顧客並びに取引先の安全を最優先に考え、また更なる感染拡大を防ぐために、各国保健行政機関等の指針に従った感染防止策の徹底、感染リスクが高い国や地域への渡航及びそれらの国や地域からの渡航の原則禁止、当社並びに各拠点でのテレワークの積極的な推進等の対応を実施しております。さらに原材料等の必要量の確保を図るとともに需要低迷による事業への影響を最小限に抑えるべく各種施策を実施しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、米中貿易摩擦の影響による減速基調、英国のEU離脱をめぐる交渉の先行き不透明感残存による低調継続、日本での消費増税影響による個人消費の落ち込み等がありました。また、世界経済全体としては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、総じて厳しい状況となりました。当社グループにおいても、新型コロナウイルス感染拡大の影響として、第4四半期の自動車及び汎用計器事業において、中国・米州・欧州を中心に都市封鎖や顧客の工場稼働停止に伴う売上の減少等の影響を受けております。

この結果、当連結会計年度の売上収益は、246,340百万円（前期比6.4%減）、営業利益は、7,669百万円（前期比46.0%減）、親会社の所有者に帰属する当期損失は、350百万円（前期は11,569百万円の親会社の所有者に帰属する当期利益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業は、米州・欧州・アジアで四輪車用計器等が減少し、売上収益192,798百万円（前期比6.5%減）、営業利益7,111百万円（前期比38.2%減）となりました。

コンポーネント事業は、OA・情報機器操作パネルが増加したものの、LCD製品が減少し、売上収益15,172百万円（前期比1.8%減）、LCD生産の終息に伴う減損損失計上等により営業損失2,139百万円（前期は956百万円の営業損失）となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が減少し、売上収益22,226百万円（前期比9.5%減）、営業利益913百万円（前期比27.2%減）となりました。

その他は、樹脂材料の販売等が減少し、売上収益16,142百万円（前期比5.0%減）、営業利益1,958百万円（前期比25.8%減）となりました。

当連結会計年度末の資産については、前連結会計年度末と比較して10,678百万円減少し、296,987百万円となりました。

負債については、前連結会計年度末と比較して941百万円増加し、122,158百万円となりました。

資本については、前連結会計年度末と比較して11,619百万円減少し、174,828百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の期末残高は、36,657百万円(前連結会計年度末と比較して5,471百万円減少)となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況と、前連結会計年度に対する各キャッシュ・フローの増減状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、16,845百万円の収入となりました。前連結会計年度と比較して税引前利益が8,725百万円減少したものの、棚卸資産の増減額が5,460百万円減少、営業債権及びその他の債権の増減額が4,968百万円増加したこと等により、30百万円の収入増となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、18,321百万円の支出となりました。前連結会計年度と比較して有形固定資産及び無形資産の取得による支出が2,330百万円増加したこと等により、2,236百万円の支出増となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,212百万円の支出となりました。前連結会計年度と比較して短期借入金の純増減額が683百万円増加、長期借入金の返済による支出が450百万円減少したものの、リース負債の返済による支出が1,737百万円増加したこと等により、898百万円の支出増となりました。

③ 生産、受注及び販売の状況

(a) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
自動車及び汎用計器事業	182,165	△8.5
コンポーネント事業	14,359	△12.3
自動車販売事業	—	—
その他	8,389	3.8
合計	204,914	△8.3

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(b) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
自動車及び汎用計器事業	192,798	△6.5
コンポーネント事業	15,172	△1.8
自動車販売事業	22,226	△9.5
その他	16,142	△5.0
合計	246,340	△6.4

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績等は次のとおりであります。

当連結会計年度における当社グループは、NS型EMS（NEMS）及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し、“ものづくり企業集団”として事業の拡大成長を図るとともに、NEMSビジネスの新展開とグローバル化を目指し、市場（顧客）要求を実現するための事業視点での機能連携と、横断的な機能軸でのグループ連携により、持続的な利益創出の実現を推進してまいりました。

自動車及び汎用計器事業においては、車両並びに車載部品の機能の高度化、競合サプライヤーの増加及びヘッドアップディスプレイの市場拡大等の変化に対し、次世代コックピットを見据えた技術開発、ヘッドアップディスプレイ事業の拡大、ものづくり競争力の強化及び設計開発体制の強化を行ってまいりました。

次世代コックピットにおいて重要な役割を担うヘッドアップディスプレイにつきましては、当社が得意とするハイエンドクラス車用の最先端技術の追求のため、2019年10月、東京R&Dセンターを開設したうえで、要素技術開発部門を配置し、表示画像の品位性と認知性の向上、低消費電力化、小型化や軽量化に向けた開発強化を進めてまいりました。

ものづくり競争力強化においては、生産ラインの自動化を推進することで生産性向上等による利益創出体質の強化に取り組むとともに、IoTを活用して国内外の工場を連携させることでグローバルでのQDC強化を行い、工場稼働状態の見える化による最適な経営判断の実現を目指してまいりました。

製品の高機能化に伴い、グローバルでの設計開発力強化に取り組むとともに、日本国内においては採用活動の強化により設計開発人員を増員し、設計開発リソースの確保と将来ビジネスに向けた準備を進めてまいりました。

このように、当社グループは、取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、将来を見据えた体制構築を行い、一層の競争力強化を図るとともに、新たな価値創出を図ってまいりました。

経営成績の分析

（売上収益）

当連結会計年度における売上収益は、前連結会計年度に比べ6.4%減収の246,340百万円となりました。国内売上収益は、前連結会計年度に比べ2.1%減収の89,244百万円となり、海外売上収益は、8.7%減収の157,095百万円となりました。セグメント別の売上収益については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

（営業利益）

当連結会計年度における売上原価、販売費及び一般管理費は前連結会計年度と比べ4.3%減の238,772百万円となり、売上収益に対する比率は2.2ポイント上昇して96.9%となりました。

この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ46.0%減益の7,669百万円となりました。

（親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失）

当連結会計年度における金融収益（費用）は、前連結会計年度の2,075百万円の収益（純額）から103百万円の費用（純額）となりました。これは、主として為替差損が前連結会計年度から増加したこと等によります。

また、今後の業績動向等を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産のうち2,834百万円を取り崩し、法人所得税費用に計上しました。

この結果、前連結会計年度は11,569百万円の親会社の所有者に帰属する当期利益に対し、当連結会計年度は350百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失となりました。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の資産については、営業債権及びその他の債権の減少等により、前連結会計年度末と比較して10,678百万円減少し、296,987百万円となりました。

(負債)

負債については、営業債務及びその他の債務が減少したものの、借入金及びその他の金融負債の増加等により、前連結会計年度末と比較して941百万円増加し、122,158百万円となりました。

(資本)

資本については、その他の資本の構成要素の減少等により、前連結会計年度末と比較して11,619百万円減少し、174,828百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、財務の健全性や資本効率など当社にとって最適な資本構成を追及しながら、会社の将来の成長のため当社グループの新たな成長につながる戦略的研究開発への先行投資及びグローバル事業展開に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化のために必要な資金として内部留保の確保を行っております。

当社グループはグローバルな経営の実現に向けて、機動的かつ効率的な資金の循環による有利子負債の削減、金融費用の削減を図るため、国内グループ会社及び海外グループ会社に対し、提出会社を通じた資金調達体制を確立しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、同第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載しております。この連結財務諸表の作成にあたって経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定しております。また、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えている事項は以下となります。

(繰延税金資産)

当社グループは繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収の可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによって判断されるため、その見積りの前提条件や仮定の変更が生じた場合、繰延税金資産が減少し、法人所得税費用が計上される可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りが困難となるなか、当社グループが期末時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社の企業集団における研究開発活動は、R&Dセンター及びNSテクニカルセンターを中核として、各事業分野を担当する量産製品の開発、設計組織及び生産技術部門の緊密な連携によって、車載関係及びその他の多角化領域の製品開発、技術開発を進めております。当社以外では当企業集団に影響を及ぼす研究開発活動は行っておりません。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、3,991百万円であります。

セグメントごとの主な研究開発活動は、次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業

- ・ヘッドアップディスプレイ等の運転支援型情報表示システム開発
- ・次世代HMI(ヒューマン マシン インターフェイス)機器開発
- ・車載用ディスプレイユニット開発
- ・スマートフォン連携技術開発
- ・車載用光学技術開発
- ・車載用センサ開発

研究開発費の金額は、3,558百万円であります。

コンポーネント事業

- ・UI(ユーザ インターフェイス)機器開発
- ・リモートコントロール機器開発
- ・IoTシステム及び機器の開発

研究開発費の金額は、433百万円であります。

自動車販売事業

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、各製造部門の生産能力拡大及び設備更新、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は15,145百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

自動車及び汎用計器事業

新機種対応及び生産能力拡大、設備更新により、基板実装設備、計器組立設備の投資を行い、設備投資金額は、11,363百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

コンポーネント事業

新機種対応及び生産能力拡大、設備更新により、検査設備等の投資を行い、設備投資金額は、582百万円あります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

自動車販売事業

販売のさらなる強化のため、店舗の改修、試乗車等の車両更新等の投資を行い、設備投資金額は、892百万円あります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

その他

事業拡大による投資、設備更新等の投資を行い、設備投資金額は、2,306百万円あります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(2020年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	使用権資産	合計	
本社及び本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント 事業 その他	自動車用計器類 製造設備 液晶表示素子生 産設備 その他設備	1,317	31	296	1,869 (34)	1	3,517	519
高見事業所及び NSテクニカルセンター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器類 製造設備	1,380	1,696	500	1,870 (71)	22	5,470	964
R&Dセンター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 その他	研究開発用設備	427	110	19	562 (16)	1	1,121	73

(2) 国内子会社

(2020年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	使用権資産	合計	
エヌエスアドバ ンテック(株)	本社工場 (新潟県小千 谷市)	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント 事業 その他	自動車用計器 類製造設備 成形及び印刷 設備	163	618	89	105 (14)	—	978	365
	長岡工場 (新潟県長岡 市)	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント 事業 その他	着色設備	1,114	1,091	93	226 (17)	—	2,526	115
エヌエスエレクト ロニクス(株)	本社工場 (新潟県長岡 市)	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント 事業	自動車用計器 類製造設備 民生機器組立 設備	216	1,186	93	1,257 (17)	60	2,816	410
NSウエスト(株)	本社工場 (広島県庄原 市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	673	1,323	576	1,537 (29)	362	4,473	344
	三次工場 (広島県三次 市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	573	815	146	541 (28)	1	2,077	17
(株)NS・コンピ ュータサービス	本社 (新潟県長岡 市)	その他	ソフトウェア 開発設備	401	0	76	293 (6)	856	1,629	479
日精サービス(株)	本社 (新潟県長岡 市)	その他	その他設備	469	94	127	116 (1)	1,596	2,404	393
日精給食(株)	本社 (新潟県長岡 市)	その他	その他設備	—	0	—	— (—)	—	0	25
(株)ホンダ四輪販 売長岡	本社及び本社 工場 (新潟県長岡 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	1,444	304	24	1,613 (44)	12	3,399	171
(株)カーステーシ ョン新潟	本社及び本社 工場 (新潟県長岡 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	57	109	3	— (—)	31	201	35
新潟マツダ自動 車(株)	本社及び本社 工場 (新潟県新潟 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	900	712	19	1,958 (43)	457	4,049	279
(株)マツダモビリ ティ新潟	本社及び本社 工場 (新潟県新潟 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	48	0	2	— (—)	392	444	20

(3) 在外子会社

(2020年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	使用権資産	合計	
ユーケー エス・エス ・アイ社	英国 ウースター シャー州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	144	1,486	13	71 (24)	82	1,798	358
ニッポンセイキ ヨーロッパ社	オランダ 北ホラント州	自動車及び 汎用計器事業 その他	その他設備	—	3	163	— (—)	363	530	217
ニッポンセイキ ポーランド社	ポーランド共 和国ウッチ県	自動車及び汎用 計器事業	自動車用計器 類製造設備	—	—	—	168 (54)	—	168	4
ニューサバイナ インダストリー ズ社	米国 オハイオ州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	222	689	173	22 (265)	124	1,233	353
エヌ・エス ・インターナシ ョナル社	米国 ミシガン州	自動車及び 汎用計器事業	その他設備	838	460	134	448 (40)	80	1,962	223
ニッポンセイ キ・デ・メヒコ 社	メキシコ ヌエボレオン 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	448	1,066	35	111 (40)	—	1,661	1,183
ニッセイ・アド バンテック・メ ヒコ社	メキシコ ヌエボレオン 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	359	516	24	113 (41)	18	1,032	589
ニッポンセイ キ・ド・ ブラジル社	ブラジル アマゾナス州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	182	68	48	0 (25)	—	299	228
エヌエスサンパ ウロ・コンポー ネント・オート モーティブ社	ブラジル サンパウロ 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	60	13	3	57 (92)	—	134	35
タイ・ニッポン セイキ社	タイ王国 チョンブリ県	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	1,202	1,355	779	575 (84)	110	4,023	1,689
タイ マットエ ヌエス社	タイ王国 チョンブリ県	その他	樹脂材料着色 加工設備	155	272	29	96 (16)	13	566	137
ニッポンセイ キ・コンシュー マ・プロダクツ (タイ)社	タイ王国 チョンブリ県	コンポーネント 事業	その他設備	0	0	16	— (—)	1	18	9
インドネシア ニッポンセイキ 社	インドネシア バンテン州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	455	865	467	92 (80)	—	1,881	1,858
ベトナム・ニッ ポンセイキ社	ベトナム ハノイ市	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	196	546	3	— (—)	72	819	975
ダナンニッポ ンセイキ社	ベトナム ダナン市	自動車及び 汎用計器事業	ソフトウェア 開発設備	—	—	13	— (—)	20	34	115
エヌエス イン スツルメンツ インドシア社	インド アーンドラ・ プラデーシュ 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	621	1,220	24	— (—)	167	2,034	664
東莞日精電子有 限公司	中華人民 共和国 広東省	コンポーネント 事業	民生機器組立 設備	42	2	135	— (—)	91	273	230
上海日精儀器有 限公司	中華人民 共和国 上海市	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	268	809	552	— (—)	81	1,712	489
台湾日精儀器股 份有限公司	台湾 台北市	自動車及び 汎用計器事業	その他設備	—	0	3	— (—)	19	23	15
日精工工程塑料 (南通)有限公司	中華人民 共和国 江蘇省	その他	樹脂材料着色 加工設備	311	518	1	— (—)	37	869	318

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	使用権資産	合計	
日精儀器武漢有限公司	中華人民 共和国 湖北省	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	443	661	402	— (—)	147	1,654	254
日精儀器科技 (上海)有限公司	中華人民 共和国 上海市	自動車及び 汎用計器事業 コンポーネント 事業	その他設備	—	2	9	— (—)	121	132	69

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び汎用 計器事業 コンポーネント 事業 その他	基幹業務シス テム	4,155	2,998	自己資金	2014年 12月	2021年 5月	—
		自動車及び汎用 計器事業 コンポーネント 事業 その他	管理会計シス テム	406	321	自己資金	2017年 1月	2021年 5月	—
	高見事業所及びNSテ クニカルセンター (新潟県長岡市)	自動車及び汎用 計器事業	HUD生産用設備	1,052	808	自己資金	2019年 1月	2020年 4月	—
エヌエスアド バンテック㈱	長岡工場 (新潟県長岡市)	自動車及び汎用 計器事業 コンポーネント 事業 その他	ク リ ー ン プ ー ス	118	—	自己資金	2020年 4月	2020年 10月	—
ニッポンセイ キポーランド 社	ポーランド共和国 ウッチ県	自動車及び汎用 計器事業	工場	1,402	822	借入金	2019年 7月	2020年 8月	—
ニューサバイ ナインダスト リーズ社	米国 オハイオ州	自動車及び汎用 計器事業	HUD生産用設備	334	—	借入金	2019年 4月	2021年 3月	—
	米国 オハイオ州	自動車及び汎用 計器事業	HUD生産用設備	659	—	借入金	2019年 12月	2022年 6月	—
上海日精儀器 有限公司	中華人民共和国 上海市	自動車及び汎用 計器事業	HUD生産用設備	148	—	自己資金	2019年 8月	2020年 10月	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,907,599	60,907,599	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	60,907,599	60,907,599	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 15
新株予約権の数(個) ※	105
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	10,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2011年7月20日～2041年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 922.83 資本組入額 462
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力

発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2040年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記（（注）3）に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2012年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 14
新株予約権の数(個) ※	135
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	13,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2012年7月20日～2042年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 731.56 資本組入額 366
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2041年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2013年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 13
新株予約権の数(個) ※	65
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	6,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2013年7月19日～2043年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,388.43 資本組入額 695
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2042年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注) 3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 15
新株予約権の数(個) ※	66
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	6,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月18日～2044年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,855.37 資本組入額 928
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2043年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注) 3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 12
新株予約権の数(個) ※	49
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	4,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2015年7月18日～2045年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,277.56 資本組入額 1,139
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2044年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注) 3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2016年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 14
新株予約権の数(個) ※	86
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	8,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月21日～2046年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,497.71 資本組入額 749
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2045年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注) 3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2017年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 4
新株予約権の数(個) ※	74
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	7,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2017年7月21日～2047年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,050.59 資本組入額 1,026
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2046年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記（(注)3）に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2018年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 4
新株予約権の数(個) ※	75
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	7,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月21日～2048年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,149.67 資本組入額 1,075
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2047年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記(注)3に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 6
新株予約権の数(個) ※	106
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	10,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間 ※	2019年7月20日～2049年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,712.88 資本組入額 857
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2048年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記(注)3に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につ

き株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 7
新株予約権の数(個)	409
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2020年7月18日～2050年7月17日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、2049年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記((注)1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年4月1日～ 2010年3月31日 (注)	52,129	60,907,599	23	14,494	23	6,214

(注) 新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	33	15	96	177	1	2,041	2,363	—
所有株式数(単元)	—	160,497	1,512	81,830	231,445	1	133,386	608,671	40,499
所有株式数の割合(%)	—	26.37	0.25	13.44	38.02	0.00	21.92	100.00	—

(注) 1 自己株式3,622,630株は、「個人その他」に36,226単元、「単元未満株式の状況」に30株含まれております。

2 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

3 上記「単元未満株式の状況」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1-1号	3,753	6.55
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	2,816	4.91
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	2,593	4.52
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,779	3.10
株式会社第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通7番町1071番地1	1,568	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,303	2.27
日本精機株式会社従業員持株会	新潟県長岡市東蔵王2丁目2-34	1,241	2.16
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	1,217	2.12
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	1,188	2.07
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	1,082	1.88
計	—	18,544	32.37

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式3,622千株があります。
- 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,303千株
- 3 フィデリティ投信株式会社から、2013年12月9日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2013年12月2日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	1,878	3.08
計	—	1,878	3.08

- 4 2016年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシーが2016年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245 (245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA)	3,978	6.53
計	—	3,978	6.53

- 5 2016年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2016年8月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行以外は当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,779	2.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	778	1.28
計	—	2,557	4.20

- 6 2019年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社が2019年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー7階	4,723	7.76
計	—	4,723	7.76

- 7 2019年11月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が2019年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
日本バリュー・インベスターズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	3,048	5.01
計	—	3,048	5.01

- 8 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,622,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,244,500	572,445	—
単元未満株式	普通株式 40,499	—	—
発行済株式総数	60,907,599	—	—
総株主の議決権	—	572,445	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式600株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式30株及び、株式会社証券保管振替機構名義の株式50株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	3,622,600	—	3,622,600	5.94
計	—	3,622,600	—	3,622,600	5.94

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	85	133,655
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の行使)	17,600	30,553,600	—	—
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	3,622,630	—	3,622,630	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り・買増し及び新株予約権の行使による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当期の剰余金の配当は、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向を勘案し、期末配当金を1株当たり20円とし、中間配当金20円と合わせて40円としております。この結果、当期の配当性向は168.9%となりました。

内部留保金につきましては、安定的な経営基盤を維持しつつ、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、グローバル事業展開の拡大に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化等に有効活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年10月31日 取締役会決議	1,145	20.0
2020年5月28日 取締役会決議	1,145	20.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、取締役への権限委譲による業務執行の迅速化と、取締役会における中長期的な視点に立った議論を充実させることにより、企業価値の一層の向上を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を議決権を付与された取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社は、株主の皆様をはじめ、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会などのステークホルダーとの信頼関係を重視しております。

加えて、当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、非財務情報を含む適切な情報開示、取締役等の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を支えるコーポレートガバナンス体制の実現、株主との建設的な対話が、最重要課題であると認識しております。

今後も持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1. 取締役会

取締役会は、取締役12名（佐藤浩一氏、平田祐二氏、東 政利氏、大崎裕二氏、永井正二氏、大川 信氏、大滝春彦氏、永井達哉氏、斉木悦男氏、富山栄子氏、島宗隆一氏、鈴木北吉氏）うち社外取締役4名（斉木悦男氏、富山栄子氏、島宗隆一氏、鈴木北吉氏）で構成されており、原則として月1回定期的に開催され、株主利益を代表して経営の基本的な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、6名（常勤監査等委員2名 大滝春彦氏、永井達哉氏、社外取締役4名 斉木悦男氏、富山栄子氏、島宗隆一氏、鈴木北吉氏）は、監査等委員会において決議した監査計画に記載の監査方針、重点監査事項、業務分担等に従い、効率的な監査に努めております。監査の実施にあたっては公正・中立的な立場から取締役の職務の執行を監査することにより企業集団の持続的な成長に資するように行動するとともに、企業統治体制及び内部統制システムの整備とその充実の促進について監査業務の中で留意しております。

3. 経営会議

当社は、取締役会が指名する取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上席執行役員以上の執行役員10名で構成する経営会議を原則として月2回開催し、取締役会で意思決定を行う事項の事前検討を行うとともに、「経営会議規程」等に定められた範囲内で当社の業務執行について意思決定を行っております。なお、常勤監査等委員は、経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

4. 本部長会議

当社は、各本部を代表する者等、代表取締役社長社長執行役員に指名された者9名で構成する本部長会議を原則として月2回開催し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、事業的観点からも十分に議論を尽くすことで業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行っております。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の事前審査を行っております。

5. 5会議体

当社は、「受注戦略会議」、「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の5つの会議体を設置し、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行っております。なお、各部門は、この結果を本部長会議に報告しております。

6. 内部統制推進会議

当社は、内部統制推進会議を設置し、主要委員会からの定期的な報告を受け、それらが内部統制システムの一部として、有効に機能しているかを評価しております。この結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告するとともに、こうした評価を基に、所要の改善を行っております。

7. 内部監査

当社の代表取締役社長社長執行役員直轄の独立した内部監査部門である監査室が、「内部監査規程」により年度内部監査計画を作成し、内部統制の改善に向けて、社内及び関連子会社における法令や社内規程違反の有

無、並びに、内部統制システムの有効性を確認・評価し、それらの不備や改善すべき事項の指摘・提言を行うとともに、その結果を代表取締役社長社長執行役員および監査等委員会に報告しております。更に、代表取締役社長社長執行役員などの指示により、経営会議若しくは取締役会、又は双方に、その実施状況を報告しております。

8. 現状の体制を採用している理由

当社は、取締役への権限移譲による業務執行の迅速化と、取締役会における中長期的な視点に立った議論を充実させることにより、企業価値の一層の向上を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を議決権を付与された取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社グループの対処すべき課題に対する施策を効率的に推進してまいりますためには迅速で適切な意思決定を行うことが不可欠であり、かつ管理機能を強化していくことが重要であると考えております。このため当社では取締役会の他に、経営会議及び本部長会議を定期的開催し、重要な業務執行についての協議・検討を行っております。

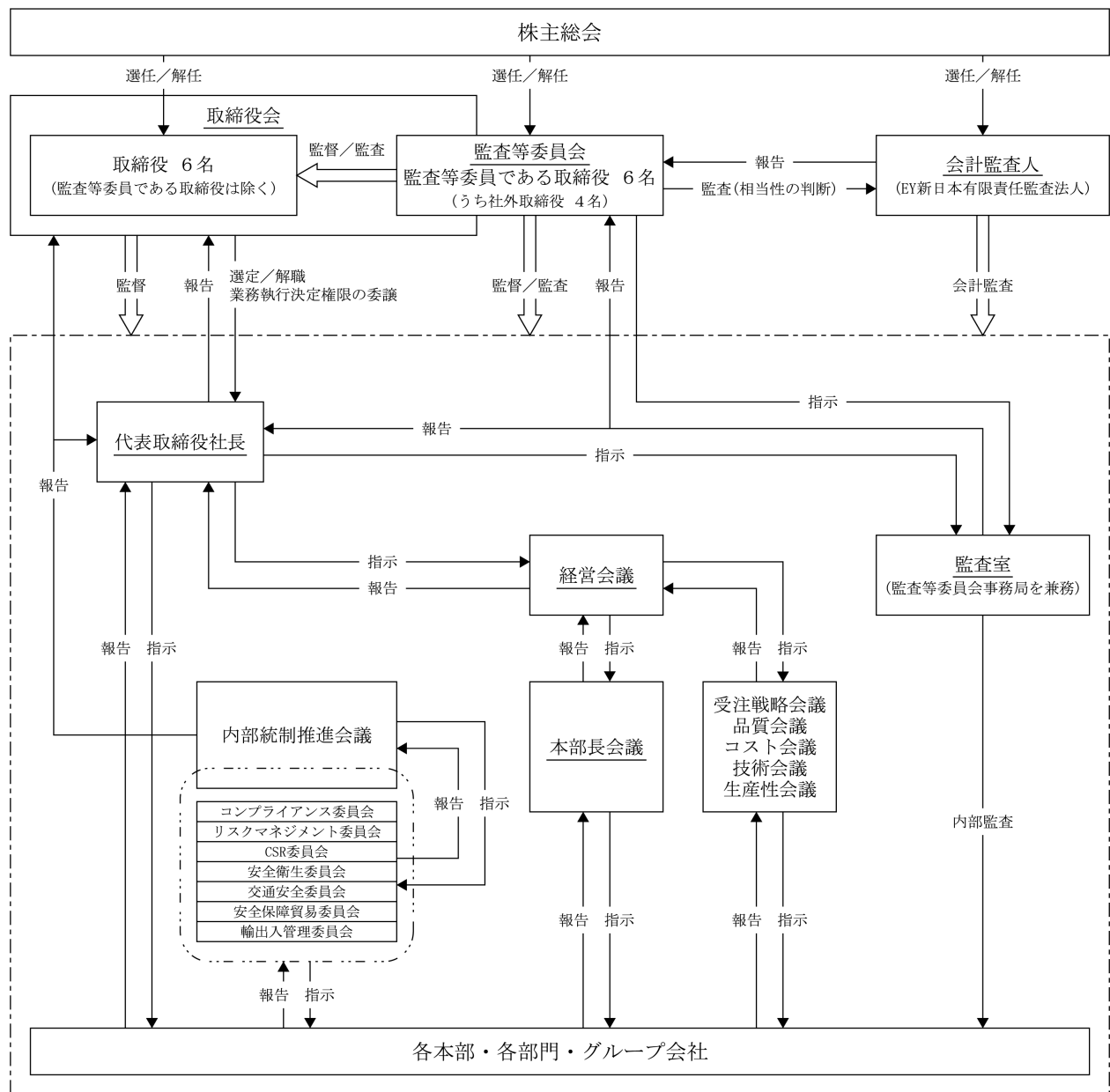
当社は、社外取締役に、企業経営経験者、大学教授、税理士及び弁護士を選任し、その豊富な経験、幅広い見識、高い専門性を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。

社外取締役は、取締役会において、専門的な知識や経験に基づく客観的かつ中立的観点からの提言・助言を行うことで、経営の意思決定に参画するとともに、会計・法律の専門的な見地から、外部からのより独立した立場での監査を行うことで、監視機能を十分に果たしております。

以上より、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、当社は現状の体制を採用しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する体制の模式図は次のとおりであります。

参考資料：模式図



③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。

また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。

3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。

また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。

2) 係る文書等は、取締役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。

2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。

3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。

2) 代表取締役社長社長執行役員により指名された各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。

3) 「受注戦略会議」、「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の5つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。

4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前検討を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で社の業務執行について意思決定を行う。

5) 取締役会では中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社各本部・委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
- 2) 当社内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び監査等委員会に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程並びに関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。
- 当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。
- 4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有化を図る。
- 5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。
- 当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。
- 6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。
- 当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。
- 当社は、子会社の業務全般について内部監査部門が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会の職務を補助し、監査等委員会の運営に関する事務（以下、「補助業務」という。）を行うため、内部統制部門に監査等委員会事務局を設置し、当該補助業務を行う専属の使用人を配置する。
- 2) 当該補助業務を行う使用人は、補助業務については監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査等委員会の承諾を得て行う。
7. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。
- 2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査等委員会に報告する。
- 3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。
- 4) 当社内部監査部門、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査等委員会に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。
- 5) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。
- 2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。
- 3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の指示の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。

- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向けたように体制を整備する。

- 1 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

- 2 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

- 3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部門が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

- 4 反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

- 5 研修活動の実施状況

法務部門は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

13. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

ロ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

ハ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は12名以内とし、監査等委員である取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

ニ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ホ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を行うことを目的とするものであります。

ヘ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 11名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員 計器営業本部・計器設計 本部・技術本部管掌	佐 藤 浩 一	1962年10月26日生	1985年4月 2006年4月 2011年6月 2013年6月 2016年6月 2017年4月 2017年6月 2017年7月 2019年6月 2019年10月 2020年4月 2020年6月 2020年6月	当社入社 エス・エス・インターナショナル社取 締役副社長 当社取締役 当社常務取締役 当社取締役 常務執行役員 当社取締役 専務執行役員 ダナンニッポンセイキ社会長 ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役 会議長 当社代表取締役専務 専務執行役員 当社原価改善PROJECT管掌 当社計器営業本部・計器設計本部・技 術本部管掌 地域担当：欧州 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現) 当社計器営業本部・計器設計本部・技 術本部管掌(現)	(注) 3	13,550
取締役 常務執行役員 製造本部長 生産技術本部・品質保証 本部管掌 地域担当：中 国	平 田 祐 二	1961年10月23日生	1984年4月 2009年6月 2011年4月 2013年6月 2015年6月 2016年6月 2016年6月 2016年10月 2016年10月 2016年12月 2018年3月 2018年10月 2019年5月 2019年6月 2019年6月 2019年6月 2020年4月 2020年6月	当社入社 当社執行役員 上海日精儀器有限公司總經理 当社取締役 当社上席執行役員 当社取締役 上席執行役員 当社中国事業担当 当社取締役 常務執行役員(現) 当社生産技術本部長 台湾日精儀器股份有限公司 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 (現) 当社ものづくり本部長 地域担当：中 国/台湾 香港易初日精有限公司董事長(現) 上海日精儀器有限公司董事長(現) 日精儀器武漢有限公司董事長(現) 当社ものづくり本部長 兼 生産管理統 括部長 技術本部・品質保証本部・事 業管理本部管掌 地域担当：中国/台 湾 当社製造本部長 生産技術本部・品質 保証本部・購買本部管掌 地域担当： 中国/台湾 当社製造本部長 生産技術本部・品質 保証本部管掌 地域担当：中国(現)	(注) 3	8,900

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 事業管理本部長 兼 事業 統括部長 EMS・コンポーネント 本部管掌 地域担当：ア セアン/台湾	東 政 利	1963年 6 月11日生	1984年 4 月 2004年 7 月 2007年12月 2014年 6 月 2014年 6 月 2017年 4 月 2018年 6 月 2020年 4 月 2020年 4 月 2020年 4 月 2020年 4 月 2020年 5 月 2020年 6 月 2020年 6 月	当社入社 当社技術本部R&Dセンター開発部シ ニアマネジャー 当社技術本部車載設計統括部HUD技 術部シニアマネジャー 当社執行役員 当社技術本部車載設計統括部副統括部 長 兼 HUD技術部長 当社計器設計本部長 当社上席執行役員 当社事業管理本部長 兼 事業統括部長 地域担当：アセアン タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 (現) ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会 会長(現) 香港日本精機有限公司董事長(現) 東莞日精電子有限公司董事長(現) 台湾日精儀器股份有限公司董事長(現) 当社取締役 常務執行役員(現) 当社事業管理本部長 兼 事業統括部長 EMS・コンポーネント本部管掌 地 域担当：アセアン/台湾(現)	(注) 3	5,600
取締役 常務執行役員 購買本部長 地域担当： 日本	大 崎 裕 二	1962年 2 月6日生	1982年 3 月 2012年10月 2014年 6 月 2016年10月 2018年 4 月 2019年 6 月 2020年 4 月 2020年 6 月	当社入社 当社営業本部四輪事業統括部第3営業 部副部長(シニアマネジャー) 当社執行役員 当社営業本部第1営業統括部長 当社購買本部長 当社上席執行役員 当社購買本部長 地域担当：日本(現) 当社取締役 常務執行役員(現)	(注) 3	6,600
取締役相談役	永 井 正 二	1949年 9 月21日生	1993年 4 月 1995年12月 1996年 6 月 1997年 4 月 1998年 6 月 2001年 6 月 2005年 6 月 2008年 3 月 2008年 4 月 2012年 5 月 2013年 6 月 2020年 6 月	川崎重工工業(株)民間航空機部課長 当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長 タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 上海日精儀器有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長 エヌエスアドバンテック(株)取締役会長 当社代表取締役会長 当社取締役相談役(現)	(注) 3	428,950
取締役	大 川 信	1957年 6 月23日生	1976年 3 月 2006年 6 月 2009年 6 月 2010年 6 月 2014年 6 月 2014年 6 月 2015年 6 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2017年 7 月 2017年 9 月 2018年 4 月 2020年 4 月 2020年 6 月	当社入社 当社取締役 当社購買本部長 当社常務取締役 当社専務取締役 当社事業企画本部長 兼 購買本部長 当社取締役 専務執行役員 当社事業管理本部長 当社品質保証本部・コンポーネント事 業部・購買本部・事業管理本部管掌 地域担当：日本 香港日本精機有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長 当社EMS・コンポーネント本部・購 買本部管掌 地域担当：日本 当社EMS・コンポーネント本部管掌 当社取締役(現)	(注) 3	30,050

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	大 滝 春 彦	1959年1月29日生	2003年4月 2008年4月 2013年6月 2014年6月 2014年6月 2015年4月 2015年6月 2016年10月 2018年4月 2018年6月 2019年6月	当社入社 当社購買本部開発購買部シニアマネジャー 当社執行役員 当社取締役 当社購買本部購買統括部長 当社購買本部長 兼 購買部長 当社上席執行役員 当社購買本部長 当社社長付 当社常勤監査役 当社取締役(常勤監査等委員)(現)	(注) 4	5,300
取締役 (常勤監査等委員)	永 井 達 哉	1959年11月10日生	1982年3月 1996年5月 2003年3月 2006年11月 2011年10月 2014年4月 2018年6月 2019年6月	当社入社 (株)真人日本精機(現・エヌエスアドバンテック(株))取締役 当社管理本部経営企画管理部長 当社営業本部営業推進部シニアマネジャー 当社営業本部インド事業室シニアマネジャー 当社業務監査室シニアマネジャー 当社常勤監査役 当社取締役(常勤監査等委員)(現)	(注) 4	94,462
取締役 (監査等委員)	斉 木 悦 男	1950年10月9日生	1979年4月 1979年4月 1983年4月 2002年4月 2003年4月 2004年4月 2009年5月 2015年6月 2019年6月	弁護士登録 坂井熙一法律事務所入所 坂井・斉木法律事務所開設 新潟大学法学部講師客員教授 新潟地方裁判所及び新潟簡易裁判所民事調停委員(現) 新潟大学大学院実務法学研究科講師就任 あさひ新潟法律事務所開設代表(現) 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 4	2,100
取締役 (監査等委員)	富 山 栄 子	1963年10月31日生	1986年3月 1986年4月 1989年8月 1994年4月 2002年3月 2006年4月 2010年4月 2014年4月 2018年6月 2019年6月	東京外国語大学外国語学部ロシア語学科卒業 伊藤萬憐入社 テレビ新潟(株)嘱託社員(通訳・翻訳・解説・国際交流他) 新潟地方裁判所法廷通訳 新潟大学大学院現代社会文化研究科共生社会研究専攻博士課程修了、博士(経済学) 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科助教授・准教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授(現) 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長(現) 当社取締役 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 4	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	島 宗 隆 一	1955年 8 月 16 日生	1978年 4 月 2009年 7 月 2015年 7 月 2016年 8 月 2017年 10 月 2019年 6 月 2019年 6 月	関東信越国税局入庁 小千谷税務署長 関東信越国税局調査査察部長 島宗隆一税理士事務所開設 税理士法人齊藤・島宗会計代表社員税 理士(現) 田辺工業㈱社外監査役(現) 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 4	400
取締役 (監査等委員)	鈴 木 北 吉	1952年 4 月 20 日生	1975年 4 月 2000年 9 月 2003年 6 月 2005年 6 月 2007年 6 月 2014年 1 月 2019年 6 月	三共電器㈱(現、サンデンホールディ ングス㈱)入社 同社品質本部長 同社取締役 兼 執行役員技術本部長 同社取締役 兼 常務執行役員技術本部 長 同社常務取締役 技術・I T・経営企 画担当 パラマウントベッド㈱上席執行役員技 術開発本部長 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 4	200
計						597, 112

- (注) 1 2019年 6 月 26 日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
- 2 取締役 齊木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉は、社外取締役であります。
- 3 取締役の任期は、2020年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2021年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役(監査等委員)の任期は、2019年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2021年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社においては、社外取締役を選任するための当社の独立性に関する基準はないものの、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性基準を参考に、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断できる者で、経営者としての豊富な経験と高い見識を有する者や、弁護士・公認会計士・税理士等の法律・会計・税務における専門家、及び企業経営・国際経済分野における学者等の専門的な知識や経験を有する者を選任することとしており、独立社外取締役 4 名を選任しております。

社外取締役齊木悦男氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、当社の経営を監督していただくため監査等委員である社外取締役に選任しており、社外取締役富山栄子氏は、長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を中心に研究しており、経済・経営に関する専門家としての知識・経験等を有しており、当社の経営を監督していただくため監査等委員である社外取締役に選任しております。社外取締役島宗隆一氏は、国税事務経験のある税理士として培われた専門的な知識、経験等を有していることから、当社の経営を監督していただくため監査等委員である社外取締役に選任しており、社外取締役鈴木北吉氏は、グローバル企業の取締役としての豊富な経営経験と、主に新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績等を有していることから、当社の経営を監督していただくため監査等委員である社外取締役に選任しております。

社外取締役齊木悦男氏と当社とは、同氏が当社の株式を2,100株保有しており、社外取締役富山栄子氏と当社とは、同氏が当社の株式を1,000株保有しており、社外取締役島宗隆一氏と当社とは、同氏が当社の株式を400株保有しており、社外取締役鈴木北吉氏と当社とは、同氏が当社の株式を200株保有しておりますが、その他の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、6名（常勤監査等委員2名、社外取締役4名）で構成されており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行並びに当社及び国内外グループ会社の業務や財政状況を監査しております。

当社は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、当事業年度においては監査役会を年3回、監査等委員会を年10回開催しております。個々の監査等委員及び監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	地位	監査等委員会／監査役会出席状況
大 滝 春 彦	取締役 (常勤監査等委員)	監査役会 3回／3回 監査等委員会 9回／10回
永 井 達 哉	取締役 (常勤監査等委員)	監査役会 3回／3回 監査等委員会 10回／10回
宮 島 道 明	社外監査役	監査役会 3回／3回
斉 木 悦 男	社外取締役 (監査等委員)	監査役会 3回／3回 監査等委員会 10回／10回
富 山 栄 子	社外取締役 (監査等委員)	監査等委員会 10回／10回
島 宗 隆 一	社外取締役 (監査等委員)	監査等委員会 10回／10回
鈴 木 北 吉	社外取締役 (監査等委員)	監査等委員会 10回／10回

監査等委員会は会計監査人との間で、監査計画時、四半期レビュー時、期末決算監査時に定期会合を開催する等、意見及び情報の交換を積極的に行い、それぞれの監査で得られた情報を相互に共有することにより、効率的な監査の実施に努めております。

また、監査等委員会と内部監査部門である監査室との間では、監査等委員会の監査等の実効性を確保すべく、年度監査計画とその監査実施の経過と結果、及びフォローアップ状況について、定期的に情報交換を行い、必要に応じ連携しつつ監査を実施しております。

更に、監査等委員会、会計監査人及び監査室は、各々の役割を相互認識した上で、いわゆる三様監査の観点から、定期的に三者合同の会合を開催することにより、全体としての監査の質的向上を図っております。

監査等委員会事務局に専任スタッフを配置して、監査等委員会による監査を支える体制を確保しております。

なお、財務・会計に関する知見を有する監査等委員である取締役を1名選任しております。

② 内部監査の状況

当社の代表取締役社長社長執行役員直轄の独立した内部監査部門である監査室が、「内部監査規程」により年度内部監査計画を作成し、内部統制の改善に向けて、社内及び関連子会社における法令や社内規程違反の有無、並びに、内部統制システムの有効性を確認・評価し、それらの不備や改善すべき事項の指摘・提言を行うとともに、その結果を代表取締役社長社長執行役員および監査等委員会に報告しております。更に、代表取締役社長社長執行役員などの指示により、経営会議若しくは取締役会、又は双方に、その実施状況を報告しております。

③ 会計監査の状況

イ 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ 継続監査期間

31年間

ハ 業務を執行した公認会計士

野田 裕一

大島 伸一

ニ 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士15名、会計士試験合格者等5名、その他12名となります。

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の選定について、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査法人の品質管理システム等を検証し、総合的に判断いたします。

また、当社の監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針について、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任することといたしております。

ヘ 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の評価について、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理システムの整備・運用状況を確認し、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	69	—	72	—

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する（Ernst & Young）に対する報酬（イを除く。）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	0	—	—
連結子会社	10	64	11	51
計	10	65	11	51

当社及び連結子会社における非監査業務に基づく報酬の内容は、税務関連業務等であります。

ハ その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

ホ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針を定めております。

役員報酬につきましては、当社の状況、当該役員の職位職責、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内において、その配分を取締役会にて代表取締役社長に一任することを決議しております。監査役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内において、その配分について監査役の協議にて決定しております。

また、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、2011年6月28日開催の第66回定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給及び取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議しております。なお、同株主総会において、その後重任している役員及び在任中の役員への退職慰労金の支給の時期は各人の退任時とし、具体的な金額等の決定は、役員退職慰労金制度廃止時点の当社所定の基準に従い、廃止時点までの在任期間をもとに、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任いただくことをご承認いただいております。

取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第70回定時株主総会において年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額8千5百万円以内と決議いただいております。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会において、現在の取締役・監査役の報酬額についての定めを廃止し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億8千万円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億5百万円以内と決議いただいております。

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は固定報酬（基本報酬）と変動報酬（業績連動報酬及び株式報酬）により構成されております。固定報酬と変動報酬の割合は、大よそ固定報酬75%、変動報酬25%となっております。また監査役及び社外役員の報酬は固定報酬のみで構成されております。

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対し業績連動賞与を支給しております。支給額は株主総会で決議された報酬総額の限度内で、グループ全体の直近の業績である前事業年度の連結当期純利益等の業績に基づき金額を決定しております。監査役及び社外役員には業績連動賞与及び株式報酬型ストックオプションは支給しておりません。

なお、監査等委員会設置会社への移行後、監査等委員である取締役及び社外役員の報酬は固定報酬のみで構成され、変動報酬は支給しておりません。

また、当社は取締役及び執行役員（非居住者、社外取締役、退任取締役及び退任執行役員を除く。以下、纏めて「取締役等」という。）に対し取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。報酬額は株主総会で決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議による「取締役及び執行役員新株予約権支給内規」に定められた役位別のストックオプション報酬額により決定され、各取締役等に割り当てる新株予約権の数はストックオプション報酬額を市場価格に基づき算定された新株予約権1個あたりの発行価額で除し算出された数となります。各取締役等は、相続の場合を除き、当社取締役等のいずれの地位をも失った日の翌日から10日以内に新株予約権を行使しますが、新株予約権の数に基づく株式の数に行使日の株式の市場価格を乗じた額が各取締役等の最終的な報酬額となります。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会において、現在の取締役に対するストックオプションの報酬等の額についての定めを廃止し、同株主総会で決議いただいた報酬等の額の範囲内で、監査等委員会設置会社へ移行した後の社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて決議いただいております。報酬額・新株予約権の内容は、上記と同様であります。

役職ごとの役員の報酬等の額又はその算定方法の決定については、外部専門機関等の調査データを活用し、区分ごとに一人あたりの報酬額のレンジを定め、その範囲内で代表取締役の協議により決定しております。その区分は、会長、社長、専務、常務、取締役であります。

なお、業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について、取締役（社外取締役を除く。）に対し支給しております業績連動賞与は、前事業年度の連結当期純利益等の業績に基づき決定しております。

また、任意の報酬委員会は設置しておりませんが、代表取締役社長が直接社外役員に説明し意見交換を行っております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
			業績連動報酬	株式報酬	
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬型 ストック オプション	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	247	157	77	13	7
監査等委員 (社外取締役を除く。)	30	30	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6	—	—	2
社外役員	30	30	—	—	6

(注) 2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的と区分し、取引先との関係強化、地域社会との関係維持等の観点から保有する株式を純投資目的以外と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は純投資目的以外の保有目的の投資株式において、個別銘柄ごとにその株式保有による売上、仕入、資金調達などの取引における便益及び保有リスクを検証し、保有継続に意義があると判断した場合に原則、株式を保有しております。またその検証方法、結果および個別銘柄の保有の適否について取締役会に報告しております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	15	1,641
非上場株式以外の株式	14	10,545

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	66	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	181

ハ 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注)2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
本田技研工業(株)	3,557,369	3,533,382	自動車及び汎用計器事業における 取引の円滑化 取引先持株会を通じた株式の取得	有
	8,644	10,582		
ヤマハ発動機(株)	671,925	671,925	自動車及び汎用計器事業における 取引の円滑化	有
	878	1,458		
スズキ(株)	84,000	84,000	自動車及び汎用計器事業における 取引の円滑化	無
	217	411		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注) 2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	446,001	446,001	資金調達の円滑化	無
	179	245		
㈱第四北越フィナンシャルグループ	53,666	53,666	資金調達の円滑化	無
	126	167		
㈱大光銀行	80,000	80,000	資金調達の円滑化	有
	115	130		
㈱SUBARU	50,355	50,355	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化	無
	104	127		
㈱富山第一銀行	347,457	347,457	資金調達の円滑化	有
	102	128		
三菱電機㈱	50,000	50,000	コンポーネント事業における取引の円滑化	無
	66	71		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱	15,750	15,750	金融取引の円滑化	無
	47	53		
三信電気㈱	20,000	20,000	自動車及び汎用計器事業並びにコンポーネント事業における取引の円滑化	有
	27	37		
㈱ノーリツ	11,000	11,000	コンポーネント事業における取引の円滑化	無
	12	19		
㈱りそなホールディングス	37,880	37,880	資金調達の円滑化	無
	12	18		
川崎重工業㈱	6,000	6,000	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化	無
	9	16		
㈱ユーシン	—	184,087	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化	無
	—	181		

(注) 1 当事業年度において㈱第四北越フィナンシャルグループ、㈱大光銀行、㈱SUBARU、㈱富山第一銀行、三菱電機㈱、MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱、三信電気㈱、㈱ノーリツ、㈱りそなホールディングス、川崎重工業㈱は貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、当社が保有するすべての特定投資株式について記載しております。

2 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であります。保有の合理性については、個別銘柄ごとにその株式保有による売上、仕入、資金調達などの取引における便益及び保有リスクを検証し、保有に意義があることを確認しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8, 28	42, 128	36, 657
営業債権及びその他の債権	9, 28	48, 038	38, 117
その他の金融資産	10, 28	68, 113	69, 668
棚卸資産	11	46, 475	43, 934
その他の流動資産		6, 575	7, 150
流動資産合計		211, 331	195, 528
非流動資産			
有形固定資産	12, 14, 29	63, 228	71, 034
のれん及び無形資産	13, 14	7, 010	7, 923
営業債権及びその他の債権	9, 28	170	451
その他の金融資産	10, 28	21, 965	18, 959
繰延税金資産	15	2, 922	2, 211
その他の非流動資産		1, 036	877
非流動資産合計		96, 334	101, 458
資産合計		307, 665	296, 987

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	16, 28	42, 837	34, 519
借入金	17, 28	48, 261	50, 382
その他の金融負債	10, 28, 29	197	1, 976
未払法人所得税等		1, 966	2, 234
短期従業員給付	19	4, 706	4, 555
引当金	18	2, 874	2, 188
その他の流動負債		1, 226	1, 156
流動負債合計		102, 070	97, 013
非流動負債			
借入金	17, 28	13, 111	13, 562
その他の金融負債	10, 28, 29	578	4, 266
長期従業員給付	19	3, 402	3, 526
引当金	18	70	72
繰延税金負債	15	1, 563	3, 316
その他の非流動負債		421	401
非流動負債合計		19, 147	25, 145
負債合計		121, 217	122, 158
資本			
資本金		14, 494	14, 494
資本剰余金		6, 068	6, 056
利益剰余金		162, 106	159, 508
自己株式		△6, 320	△6, 289
その他の資本の構成要素		3, 620	△5, 167
親会社の所有者に帰属する 持分合計		179, 969	168, 601
非支配持分		6, 478	6, 227
資本合計		186, 447	174, 828
負債及び資本合計		307, 665	296, 987

② 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上収益	22	263,239	246,340
売上原価		△217,644	△206,792
売上総利益		45,594	39,547
販売費及び一般管理費	23	△31,832	△31,979
その他の収益	24	1,099	1,170
その他の費用	24	△646	△1,069
営業利益		14,215	7,669
金融収益	25	2,654	3,047
金融費用	25	△579	△3,151
税引前利益		16,291	7,566
法人所得税費用	15	△3,869	△7,194
当期利益		12,421	371
当期利益の帰属			
親会社の所有者		11,569	△350
非支配持分		852	722
当期利益		12,421	371
1株当たり当期利益又は損失(△)			
基本的1株当たり当期利益又は損失(△)(円)	26	202.03	△6.13
希薄化後1株当たり当期利益又は損失(△)(円)	26	201.74	△6.13

③ 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期利益		12,421	371
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定される金融資産の利得及び損失		△2,330	△2,019
確定給付負債(資産)の純額の再測定	27	30	△27
純損益に振り替えられることのない 項目合計		△2,300	△2,047
純損益に振り替えられる可能性のある 項目			
在外営業活動体の換算差額	27	2,874	△7,235
純損益に振り替えられる可能性のある 項目合計		2,874	△7,235
税引後その他の包括利益	27	574	△9,282
当期包括利益		12,996	△8,910
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		12,144	△9,058
非支配持分		851	147
当期包括利益		12,996	△8,910

④ 【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失	確定給付負債(資産)の純額の再測定
期首残高		14,494	6,054	153,117	△6,325	8,687	—
当期包括利益							
当期利益		—	—	11,569	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	△2,330	2
当期包括利益合計		—	—	11,569	—	△2,330	2
所有者との取引等							
配当	21	—	—	△2,576	—	—	—
株式に基づく報酬取引	34	—	18	—	—	—	—
自己株式の取得		—	—	—	△0	—	—
自己株式の処分		—	△5	—	5	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△5	—	8	△2
その他の増減		—	—	1	—	—	—
所有者との取引等合計		—	13	△2,580	4	8	△2
期末残高		14,494	6,068	162,106	△6,320	6,364	—

	注記	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	合計			
期首残高		△5,646	3,040	170,381	5,899	176,281
当期包括利益						
当期利益		—	—	11,569	852	12,421
その他の包括利益		2,902	574	574	△0	574
当期包括利益合計		2,902	574	12,144	851	12,996
所有者との取引等						
配当	21	—	—	△2,576	△274	△2,851
株式に基づく報酬取引	34	—	—	18	—	18
自己株式の取得		—	—	△0	—	△0
自己株式の処分		—	—	0	—	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	5	—	—	—
その他の増減		—	—	1	1	3
所有者との取引等合計		—	5	△2,556	△272	△2,829
期末残高		△2,744	3,620	179,969	6,478	186,447

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						その他の 包括利益を 通じて公正 価値で測定 される金融 資産の利得 及び損失	確定給付 負債(資産) の純額の 再測定
期首残高		14,494	6,068	162,106	△6,320	6,364	—
当期包括利益							
当期利益		—	—	△350	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	△2,019	△13
当期包括利益合計		—	—	△350	—	△2,019	△13
所有者との取引等							
配当	21	—	—	△2,577	—	—	—
株式に基づく報酬取引	34	—	18	—	—	—	—
自己株式の取得		—	—	—	△0	—	—
自己株式の処分		—	△30	—	30	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		—	—	80	—	△94	13
その他の増減		—	—	249	—	—	—
所有者との取引等合計		—	△12	△2,246	30	△94	13
期末残高		14,494	6,056	159,508	△6,289	4,250	—

	注記	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
		在外営業 活動体の 換算差額	合計			
期首残高		△2,744	3,620	179,969	6,478	186,447
当期包括利益						
当期利益		—	—	△350	722	371
その他の包括利益		△6,674	△8,707	△8,707	△575	△9,282
当期包括利益合計		△6,674	△8,707	△9,058	147	△8,910
所有者との取引等						
配当	21	—	—	△2,577	△389	△2,967
株式に基づく報酬取引	34	—	—	18	—	18
自己株式の取得		—	—	△0	—	△0
自己株式の処分		—	—	0	—	0
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		—	△80	—	—	—
その他の増減		—	—	249	△9	240
所有者との取引等合計		—	△80	△2,309	△399	△2,708
期末残高		△9,418	△5,167	168,601	6,227	174,828

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		16,291	7,566
減価償却費及び償却費		9,101	11,146
減損損失		327	344
受取利息及び受取配当金		△2,654	△3,047
支払利息		224	219
固定資産売却損益(△は益)		29	165
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		1,934	6,903
棚卸資産の増減額(△は増加)		△5,684	△224
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		△1,060	△4,025
引当金の増減額(△は減少)		△162	△685
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		0	213
為替差損益(△は益)		431	1,112
その他		△217	△1,893
小計		18,559	17,796
利息及び配当金の受取額		2,672	3,213
利息の支払額		△226	△221
法人所得税の支払額		△3,303	△3,942
その他		△885	—
営業活動によるキャッシュ・フロー		16,815	16,845
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の純増減額(△は増加)		△3,397	△3,435
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△13,121	△15,452
有形固定資産及び無形資産の売却による収入		431	218
投資有価証券の取得による支出		△79	△81
投資有価証券の売却による収入		7	181
貸付けによる支出		△11	△12
貸付金の回収による収入		8	10
その他		78	249
投資活動によるキャッシュ・フロー		△16,085	△18,321
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(△は減少)		1,948	2,632
長期借入れによる収入		4,000	4,000
長期借入金の返済による支出		△4,450	△4,000
リース負債の返済による支出	29	△123	△1,861
非支配持分への配当金の支払額		△112	△407
自己株式の純増減額(△は増加)		0	1
配当金の支払額	21	△2,575	△2,577
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,314	△2,212
現金及び現金同等物に係る換算差額		76	△1,782
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△508	△5,471
現金及び現金同等物の期首残高	8	42,637	42,128
現金及び現金同等物の期末残高	8	42,128	36,657

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

日本精機株式会社（以下「当社」という。）は日本国に所在する企業であります。

2020年3月31日を期末日とする連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）から構成されております。当社グループは自動車及び汎用計器事業、コンポーネント事業、自動車販売事業を主な事業としております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表された国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。当社は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、同第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。

連結財務諸表の発行は、2020年6月26日に当社代表取締役社長社長執行役員佐藤浩一により承認されております。

(2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 3.重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価に基づき計上しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円(百万円単位、単位未満切捨て)で表示しております。

(4) 会計方針の変更

当社グループが当連結会計年度より適用している主な基準書は、以下のとおりであります。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	リース契約に関する会計処理の改訂

この基準書の変更内容及び当社グループの連結財務諸表に与える影響は以下のとおりであります。

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社グループは当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」（2016年1月公表）（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を採用しております。

IFRS第16号の適用に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」（以下「IAS第17号」という。）及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおります。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しております。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手としてのリースについては、適用開始日に、短期リース又は少額資産のリースを除き、使用権資産及びリース負債を認識しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

リース負債は、残存リース料を適用開始日における借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。当該追加借入利率の加重平均は0.03%であります。

なお、リース負債を認識する際に、リース負債と同額（ただし、前払リース料又は未払リース料は修正）の使用権資産を認識しているため、期首利益剰余金への影響はありません。

過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類した借手としてのリースについては、適用開始日の使用権資産及びリース負債の帳簿価額を、それぞれ、その直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産及びリース負債の帳簿価額で算出しております。

前連結会計年度末においてIAS第17号を適用して開示した解約不能オペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
解約不能オペレーティング・リース契約（2019年3月31日）	629
ファイナンス・リース債務（2019年3月31日）	750
リース期間の見直しを行ったことによる影響等	5,513
2019年4月1日におけるリース負債	6,893

また、適用開始日において連結財政状態計算書に認識した使用権資産は、7,477百万円であります。

なお、当社グループは、IFRS第16号の適用に際し、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外

また、連結キャッシュ・フロー計算書において、従来、オペレーティング・リースとして報告されていたリースに係るキャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローとして表示しておりましたが、IFRS第16号の適用により、リース負債の測定に含まれない短期リース及び少額資産のリース等を除き、従来のファイナンス・リースとして報告されていたリース債務の返済分に含めて、財務活動によるキャッシュ・フローの「リース負債の返済による支出」として表示しております。

3. 重要な会計方針

以下の会計方針は、連結財務諸表に記載しているすべての期間に適用しております。

(1) 連結の基礎

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。支配とは、当社が投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、又は変動リターンに対する権利を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有していることをいいます。

子会社の財務諸表は、当社が支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別に識別しております。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者に帰属する持分と非支配持分に配分しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法により会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして計上しております。反対に下回る場合には、純損益として認識しております。

支配の喪失を伴わない子会社に対する所有持分の変動は、資本取引として処理しております。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レート、又は取引日の為替レートに近似するレートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

決済又は換算から生じる換算差額は、原則として純損益として処理しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については期中平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。ただし、当該平均為替レートが取引日における為替レートの累積的影響の合理的な概算値といえない場合には、取引日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体について、支配の喪失をした場合には、その他の包括利益として認識された在外営業活動体の換算差額の累計額を処分した期間に純損益として認識しております。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産のうち、当初認識時に公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で表示することを選択した、売買目的保有ではない資本性金融商品についてはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、それ以外の金融資産については純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産とその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はそれぞれ純損益、その他の包括利益として認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、その他の包括利益で計上した額が純損益に振り替えられることはありません。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当金については、その配当金が投資元本の払戻しであることが明らかな場合を除き、純損益として認識しております。

なお、その他の包括利益で計上したその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額については連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しており、当該その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の認識を中止した場合には利益剰余金に直接振り替えております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しております。

なお、重要な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の営業債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、発行に直接帰属する取引費用を控除して測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動は純損益として認識しております。

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後は実行金利法による償却原価で測定しております。

実行金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消又は失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われた又は支払う予定の対価の差額は純損益として認識しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ相殺しております。

④ デリバティブ金融商品

デリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で再測定しております。

デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、ヘッジ会計が適用されているものを除き、直ちに純損益として認識しております。

為替及び金利変動によるリスクのヘッジは、外国為替先物やオプション、金利スワップ等のデリバティブ金融商品の利用により実行されております。

ヘッジは、将来の金利変動によるリスク又は為替リスク等のリスクをカバーしております。ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジの開始時点において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略に関する公式な指定及び文書化を行う必要があります。

なお、現在ヘッジ会計の要件を満たすヘッジはございません。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、原則として総平均法に基づいて算定しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び原状回復費用等が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|------------|-------|
| ・建物及び構築物 | 2～60年 |
| ・機械装置及び運搬具 | 2～15年 |
| ・工具、器具及び備品 | 2～25年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) 無形資産

① ソフトウェア

内部利用のソフトウェアは、当初認識時に取得原価で測定しております。準備段階において発生した内部及び外部費用は発生時の費用とし、開発段階において発生した内部及び外部費用を無形資産に計上しております。導入後に発生するメンテナンス等の費用は発生時の費用としております。

償却費は、見積耐用年数（主に5年）にわたり定額法で計上しております。見積耐用年数及び償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

② 開発費

新しい科学的又は技術的知識を得ることを目的とする研究開発活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。

開発活動による支出については、以下の条件を満たす場合に無形資産として資産計上しております。

- ・開発を完成させることが技術的に実現可能である
- ・開発した無形資産を、使用又は売却する意図がある
- ・開発した無形資産を、使用又は売却する能力がある
- ・開発した無形資産により、将来経済的便益を得られる可能性が高い
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要な経営資源を有している
- ・開発費を信頼性をもって測定できる

償却費は、見積耐用年数（５年）にわたり定額法で計上しております。見積耐用年数及び償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

③ 特許権

特許権は、当初認識時に取得原価で測定しております。

償却費は、見積耐用年数（11年）にわたり定額法で計上しております。見積耐用年数及び償却方法は、年度毎に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

(9) リース

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リース（借手）に分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リース（借手）に分類しております。

ファイナンス・リース取引（借手）におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引（借手）においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。ただし、他の規則的な方法により利用者の便益の時間的パターンがより適切に表される場合は、発生した期間の費用として認識しております。

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転するリースは、ファイナンス・リース（貸手）に分類しております。

ファイナンス・リース（貸手）によるリース債権は、正味リース投資未回収額で当初認識しております。

当初認識後は正味リース投資未回収額に一定の期間利益率を反映した上で認識し、純損益として発生した期間に認識しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（借手側）

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整して測定を行っております。使用権資産は、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で規則的に償却しております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

（貸手側）

貸手としてのリース取引で重要なものはありません。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、年度毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が、帳簿価額を下回っている場合は、当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、当該切り下げ額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額の割合に応じて減額しております。

過去に認識した減損損失は、年度毎に損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。

減損の戻し入れの兆候があり回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

(11) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

確定給付制度債務の現在価値の計算に用いる割引率は、給付支払の見積時期を反映させ、原則として報告期間の末日時点における優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し算定しております。また、勤務費用と確定給付債務（資産）の純額に係る利息純額は、発生した会計期間において純損益として認識しております。確定給付制度の給付債務及び制度資産の再測定による債務の増減をその他の包括利益で認識し、累積額は直ちに利益剰余金に振り替えております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって実際の結果と異なる可能性があります。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、従業員により労働が提供された時点で、当該労働の対価として支払うと見込まれる額を純損益として認識しております。

賞与は、従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ信頼性をもって金額を見積ることができる場合に、負債として認識しております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出を生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金は、時間的価値の影響が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値に対する現在の市場評価とその負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

このような見積りは、製品の販売先からもたらされる最新の情報や過去の実績及び経営者による最善の見積りにより行っておりますが、実際の結果と異なる可能性があります。

主な引当金の計上方法は次のとおりであります。

① 製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる額を計上しております。

② 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

(13) 自己株式

自己株式は取得価額で測定し、資本から控除しております。自己株式を売却した場合は、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(14) 収益

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等並びにIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引金額を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは「自動車及び汎用計器事業」、「コンポーネント事業」並びに「自動車販売事業」を主な事業としており、製品の製造販売及び自動車の販売等を行っております。製品の販売については、製品を顧客に引渡しした時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、自動車の販売等につきましても、引渡し時点で収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連する項目及び直接資本の部又はその他の包括利益として認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる所得を稼得する国において、報告期間の末日において制定され又は実質的に制定されている税法及び税率に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の財政状態計算書上の帳簿価額と税務基準額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識し、繰延税金資産は将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除のうち将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日現在で再検討し、繰延税金資産の一部又は全額の便益を実現させるのに十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で、繰延税金資産の帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は、各報告期間の末日現在で再検討し、将来の課税所得が繰延税金資産の回収を可能にする可能性が高くなった範囲で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日において制定され又は実質的に制定されている税法及び税率に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税法及び税率によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定しております。ただし、実際の業績は、これらの見積りとは異なる結果となる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、以下のとおりであります。

- ・非金融資産の減損－注記3. 重要な会計方針（10）「非金融資産の減損」
- ・確定給付制度債務の測定－注記3. 重要な会計方針（11）「従業員給付」
- ・製品補償損失引当金－注記3. 重要な会計方針（12）「引当金」
- ・繰延税金資産の回収可能性－注記3. 重要な会計方針（15）「法人所得税」

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が会計上の見積り及び判断に与える影響については、注記「38. 追加情報」に記載しております。

5. 未適用の新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、当社グループで早期適用していない基準等で重要な影響があるものはありません。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。なお、報告にあたって事業別セグメントの集約は行っておりません。

当社グループでは、製品別の事業単位を置き、各事業単位は取り扱う製品、サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業単位を基礎として、主に製品の特性に基づき、「自動車及び汎用計器事業」、「コンポーネント事業」、及び「自動車販売事業」を報告セグメントとしております。

「自動車及び汎用計器事業」は、四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサーの製造販売をしております。「コンポーネント事業」は、OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMS、液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュール、アフターマーケットパーツの製造販売をしております。「自動車販売事業」は新車・中古車の販売、車検・整備等のサービスを行っております。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表 計上額 (注) 3
	自動車 及び 汎用計器 事業	コンポー ネント 事業	自動車 販売事業	計				
売上収益								
外部顧客への売上収益	206,237	15,454	24,563	246,255	16,983	263,239	—	263,239
セグメント間の 内部売上収益又は振替高	—	201	61	262	17,006	17,268	△17,268	—
計	206,237	15,656	24,624	246,518	33,989	280,507	△17,268	263,239
セグメント利益又は 損失(△)	11,509	△956	1,253	11,806	2,638	14,445	△229	14,215
金融収益	—	—	—	—	—	—	—	2,654
金融費用	—	—	—	—	—	—	—	△579
税引前利益	—	—	—	—	—	—	—	16,291
セグメント資産	209,566	15,246	11,943	236,755	17,660	254,416	53,249	307,665
その他の項目								
減価償却費及び償却費	7,687	298	450	8,435	586	9,022	78	9,101
減損損失	262	59	—	322	4	327	—	327
資本的支出	10,569	531	649	11,750	2,423	14,173	46	14,220

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

2 調整額は次のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△229百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額53,249百万円には、全社資産53,794百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社の資金(現金及び預金、投資有価証券)であります。

(3) 減価償却費及び償却費の調整額78百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4) 資本的支出の調整額46百万円は、全社資産に対する投資であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表 計上額 (注) 3
	自動車 及び 汎用計器 事業	コンポー ネント 事業	自動車 販売事業	計				
売上収益								
外部顧客への売上収益	192,798	15,172	22,226	230,198	16,142	246,340	—	246,340
セグメント間の 内部売上収益又は振替高	—	—	26	26	15,293	15,319	△15,319	—
計	192,798	15,172	22,253	230,224	31,435	261,660	△15,319	246,340
セグメント利益又は 損失(△)	7,111	△2,139	913	5,885	1,958	7,843	△173	7,669
金融収益	—	—	—	—	—	—	—	3,047
金融費用	—	—	—	—	—	—	—	△3,151
税引前利益	—	—	—	—	—	—	—	7,566
セグメント資産	202,451	14,502	12,959	229,913	20,638	250,552	46,434	296,987
その他の項目								
減価償却費及び償却費	8,425	382	781	9,589	1,210	10,799	347	11,146
減損損失	9	334	—	344	—	344	—	344
資本的支出	11,363	582	892	12,839	2,259	15,098	47	15,145

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

2 調整額は次のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△173百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額46,434百万円には、全社資産46,679百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社の資金(現金及び預金、投資有価証券)であります。

(3) 減価償却費及び償却費の調整額347百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4) 資本的支出の調整額47百万円は、全社資産に対する投資であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(3) 地域に関する情報

当社グループの地域別の外部顧客への売上収益及び非流動資産(金融商品、繰延税金資産、退職後給付に係る資産及び保険契約から生じる権利は除く)は次のとおりであります。

なお、外部顧客への売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

① 外部顧客への売上収益

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
外部顧客への売上収益	91,178	55,364	26,293	90,402	263,239

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
外部顧客への売上収益	89,244	55,073	21,539	80,483	246,340

② 非流動資産

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
非流動資産	47,236	7,886	2,120	14,032	71,276

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
非流動資産	55,423	6,967	3,823	13,620	79,835

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの売上収益の10%を超える単一の外部顧客に対する売上収益は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

顧客の名称	関連するセグメント名	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
本田技研工業株式会社 グループ	自動車及び汎用計器事業	61,864	56,055

7. 企業結合

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	42,128	36,657

連結財政状態計算書における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
売掛金	35,630	27,981
受取手形及び電子記録債権	7,565	6,099
未収入金	4,960	4,176
その他	181	461
貸倒引当金	△127	△150
合計	48,209	38,569
流動	48,038	38,117
非流動	170	451
合計	48,209	38,569

10. その他の金融資産及びその他の金融負債

(1) その他の金融資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
その他の金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
デリバティブ資産	—	51
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
株式及び出資金	19,260	16,291
償却原価で測定される金融資産		
定期預金	68,839	70,293
その他	1,980	1,991
合計	90,079	88,628
流動	68,113	69,668
非流動	21,965	18,959
合計	90,079	88,628

(2) その他の金融負債の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
その他の金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
デリバティブ負債	2	—
償却原価で測定される金融負債		
リース負債	773	6,242
合計	776	6,242
流動	197	1,976
非流動	578	4,266
合計	776	6,242

11. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	16,790	15,200
仕掛品	5,453	5,519
原材料及び貯蔵品	24,231	23,215
合計	46,475	43,934

売上原価の大部分は期中に費用として認識された棚卸資産であります。

費用として認識された棚卸資産の評価減の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
評価減の金額	△218	208

12. 有形固定資産

(1) 有形固定資産の内訳及び増減は次のとおりであります。

① 取得価額

(単位：百万円)

	建物	構築物	機械装置	運搬具	工具器具 及び備品	土地	使用権 資産	建設 仮勘定	合計
2018年4月1日	44,061	3,621	63,519	2,182	43,037	17,622	—	2,670	176,715
取得	207	39	1,378	598	1,823	25	—	7,228	11,301
売却又は処分	△311	△56	△1,827	△65	△1,813	△58	—	—	△4,131
本勘定への振替	456	62	3,859	47	1,267	—	—	△5,741	△49
在外営業活動体の換算差額	△33	8	△66	5	19	21	—	△17	△61
その他	1	—	△47	△494	△2	—	—	△158	△701
2019年3月31日	44,382	3,676	66,815	2,275	44,332	17,610	—	3,981	183,073
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	△139	△99	△1,261	—	8,215	—	6,715
2019年4月1日	44,382	3,676	66,676	2,175	43,070	17,610	8,215	3,981	189,788
取得	250	25	1,158	843	1,400	168	1,750	9,955	15,551
売却又は処分	△424	△64	△2,368	△75	△3,187	—	—	—	△6,120
本勘定への振替	2,141	60	3,787	40	1,878	—	—	△8,101	△192
在外営業活動体の換算差額	△1,221	△4	△3,353	△41	△1,020	△140	△167	△195	△6,145
その他	△116	△8	△237	△614	45	△48	△725	△367	△2,074
2020年3月31日	45,011	3,683	65,662	2,328	42,186	17,589	9,072	5,272	190,807

② 減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物	構築物	機械装置	運搬具	工具器具 及び備品	土地	使用権 資産	建設 仮勘定	合計
2018年4月1日	△27,850	△2,908	△47,475	△993	△34,967	△1,061	—	—	△115,255
減価償却費	△1,166	△80	△3,313	△372	△2,972	—	—	—	△7,905
減損損失	△156	—	△3	—	△5	△145	—	—	△310
売却又は処分	296	52	1,747	63	1,517	16	—	—	3,693
在外営業活動体の換算差額	△8	△7	4	△2	△46	—	—	—	△60
その他	△20	△0	△82	177	△81	—	—	—	△6
2019年3月31日	△28,905	△2,944	△49,122	△1,126	△36,555	△1,189	—	—	△119,844
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	84	68	648	—	△801	—	—
2019年4月1日	△28,905	△2,944	△49,038	△1,058	△35,907	△1,189	△801	—	△119,844
減価償却費	△1,239	△79	△3,387	△330	△2,579	—	△1,670	—	△9,287
減損損失	△63	△6	△204	—	△30	△7	—	△21	△334
売却又は処分	397	53	2,311	85	3,045	—	—	—	5,893
在外営業活動体の換算差額	606	3	2,256	27	767	—	0	—	3,662
その他	△16	△0	△69	232	△17	—	6	—	136
2020年3月31日	△29,219	△2,973	△48,132	△1,042	△34,722	△1,197	△2,463	△21	△119,773

有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。なお、減損損失の内容については注記「14. 減損損失」に記載しております。

③ 帳簿価額

(単位：百万円)

	建物	構築物	機械装置	運搬具	工具器具 及び備品	土地	使用権 資産	建設 仮勘定	合計
2018年4月1日	16,211	713	16,043	1,189	8,070	16,561	—	2,670	61,459
2019年3月31日	15,477	731	17,692	1,148	7,776	16,420	—	3,981	63,228
2020年3月31日	15,791	710	17,530	1,285	7,464	16,392	6,608	5,250	71,034

前連結会計年度における各有形固定資産の帳簿価額に含まれる、ファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	85
工具器具及び備品	613
合計	698

当連結会計年度のリース資産については注記「29. リース取引」に記載しております。

(2) 前連結会計年度及び当連結会計年度における資金調達及び取引保証等に対する担保差入資産は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産	159	158

13. のれん及び無形資産

のれんを含む無形資産の内訳及び増減は次のとおりであります。

(1) 取得価額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	開発費	ソフトウェア 仮勘定	使用権資産	その他	合計
2018年4月1日	9,086	1,378	2,365	—	12	12,843
取得	1,060	—	2,006	—	—	3,066
内部開発による増加	—	2	—	—	—	2
売却又は処分	△106	—	—	—	—	△106
本勘定への振替	70	—	△21	—	—	49
在外営業活動体の換算差額	55	—	△0	—	—	54
その他	△20	—	—	—	—	△20
2019年3月31日	10,146	1,380	4,349	—	12	15,889
会計方針の変更による 累積的影響額	△182	—	—	182	—	—
2019年4月1日	9,963	1,380	4,349	182	12	15,889
取得	618	—	1,003	—	398	2,020
内部開発による増加	—	2	—	—	—	2
売却又は処分	△135	—	—	—	—	△135
本勘定への振替	194	—	△26	—	—	168
在外営業活動体の換算差額	△118	—	△2	—	—	△121
その他	△710	—	△23	—	—	△733
2020年3月31日	9,812	1,382	5,301	182	410	17,090

(2) 償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	開発費	使用権資産	その他	合計
2018年4月1日	△6,696	△909	—	△7	△7,613
償却費	△1,057	△197	—	△0	△1,255
減損損失	△16	—	—	—	△16
売却又は処分	93	—	—	—	93
在外営業活動体の換算差額	△38	—	—	—	△38
その他	△49	—	—	—	△49
2019年3月31日	△7,763	△1,107	—	△7	△8,878
会計方針の変更による 累積的影響額	119	—	△119	—	—
2019年4月1日	△7,643	△1,107	△119	△7	△8,878
償却費	△1,024	△173	△11	△27	△1,236
減損損失	△8	—	—	—	△8
売却又は処分	124	—	—	—	124
在外営業活動体の換算差額	82	—	—	—	82
その他	757	—	△8	—	748
2020年3月31日	△7,711	△1,280	△139	△34	△9,167

無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における期中に費用として認識された研究開発費は、3,712百万円、3,991百万円であり、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

(3) 帳簿価額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	開発費	ソフトウェア 仮勘定	使用権資産	その他	合計
2018年4月1日	2,390	468	2,365	—	5	5,229
2019年3月31日	2,383	272	4,349	—	5	7,010
2020年3月31日	2,100	102	5,301	43	375	7,923

14. 減損損失

(1) 有形固定資産

連結会社は次の資産について減損損失を計上しました。なお、減損損失を認識した資産の主な内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
自動車及び汎用計器事業	主に売却予定資産	建物、機械装置、 工具、器具及び備品、土地	262

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

前連結会計年度において、自動車及び汎用計器事業保有の資産について、用途の変更により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、主に不動産鑑定基準に基づく鑑定評価等に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
コンポーネント事業	主に設計開発用設備	建物及び構築物、 工具、器具及び備品	43

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

前連結会計年度において、主にコンポーネント事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
コンポーネント事業	主に生産用設備	建物及び構築物、 工具、器具及び備品、土地	326

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

当連結会計年度において、コンポーネント事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、主に不動産鑑定基準に基づく鑑定評価等に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(2) のれん及び無形資産

連結会社は次の資産について減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
コンポーネント事業	主に設計開発用設備	ソフトウェア	16

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

前連結会計年度において、コンポーネント事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	減損金額
コンポーネント事業	主に設計開発用設備	ソフトウェア	8

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

当連結会計年度において、コンポーネント事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失としてその他の費用に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

15. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	2018年4月1日	純損益として 認識	その他の 包括利益として 認識	2019年3月31日
繰延税金資産				
棚卸資産	1,266	2	—	1,268
従業員給付	1,901	163	△10	2,053
有形固定資産及び無形資産	3,664	79	—	3,743
未払費用	381	△82	—	298
引当金	880	12	—	892
その他	23	132	—	155
合計	8,117	306	△10	8,413
繰延税金負債				
有形固定資産及び無形資産	964	69	—	1,033
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融資産	3,755	—	△950	2,804
在外子会社の留保利益	2,266	284	—	2,550
その他	647	17	—	665
合計	7,633	371	△950	7,054

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	2019年4月1日	純損益として 認識	その他の 包括利益として 認識	2020年3月31日
繰延税金資産				
棚卸資産	1,268	△394	—	873
従業員給付	2,053	△245	△8	1,799
有形固定資産及び無形資産	3,743	△1,771	—	1,972
未払費用	298	△96	—	202
引当金	892	△626	—	265
その他	155	△207	—	△51
合計	8,413	△3,342	△8	5,062
繰延税金負債				
有形固定資産及び無形資産	1,033	△272	—	760
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融資産	2,804	—	△834	1,969
在外子会社の留保利益	2,550	2	—	2,553
その他	665	218	—	883
合計	7,054	△52	△834	6,167

(2) 未認識の繰延税金資産

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の金額はそれぞれ次のとおりであります。なお、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金は税額ベースの金額であります。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
将来減算一時差異	562	6,078
繰越欠損金	519	276

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の繰越期限は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年目	—	—
2年目	1	—
3年目	—	0
4年目	—	—
5年目以降	518	276
合計	519	276

(3) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期税金費用	△3,947	△4,174
繰延税金費用	77	△3,019
合計	△3,869	△7,194

(4) 税率調整

適用税率と平均実際負担税率との差異要因は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.8%	3.1%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△1.9%	△4.9%
法人税額の特別控除	△1.6%	△0.6%
海外所得に対する事業税	△1.0%	1.2%
在外子会社における 適用税率の差異	△0.5%	△2.5%
繰延税金資産の回収可能性 の評価による影響	0.4%	72.9%
在外子会社の留保利益	1.7%	0.0%
外国税額控除	△0.5%	△1.0%
その他	△5.0%	△3.5%
平均実際負担税率	23.8%	95.1%

16. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
買掛金	28,433	22,464
支払手形及び電子記録債務	2,091	1,883
未払金	10,371	8,554
設備関係支払手形	541	254
その他	1,399	1,362
合計	42,837	34,519

17. 借入金

(1) 借入金の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	平均利率	返済期限
流動				
償却原価で測定される 金融負債				
短期借入金	44,510	46,842	0.31%	—
1年内返済予定の 長期借入金	3,750	3,540	0.04%	—
合計	48,261	50,382		
非流動				
償却原価で測定される 金融負債				
長期借入金	13,111	13,562	0.05%	2021年6月30日～ 2023年12月29日
合計	13,111	13,562		

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 財務活動から生じるキャッシュ・フローに係る負債の変動

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	借入金
2018年4月1日	59,932
資金調達や返済によるキャッシュ・フローの変動	
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,948
長期借入れによる収入	4,000
長期借入金の返済による支出	△4,450
財務キャッシュ・フローからの変動の総額	1,498
在外営業活動体の換算差額	△57
2019年3月31日	61,372

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	借入金
2019年4月1日	61,372
資金調達や返済によるキャッシュ・フローの変動	
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,632
長期借入れによる収入	4,000
長期借入金の返済による支出	△4,000
財務キャッシュ・フローからの変動の総額	2,632
在外営業活動体の換算差額	△59
2020年3月31日	63,945

18. 引当金

引当金の増減内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	製品補償損失 引当金	訴訟損失 引当金	その他	合計
2018年4月1日残高	2,727	309	68	3,104
期中増加額(繰入)	634	13	10	659
期中減少額(目的使用)	△795	—	△1	△797
期中減少額(戻入)	△22	—	—	△22
在外営業活動体の換算差額	△0	—	0	0
2019年3月31日残高	2,543	322	78	2,944
流動	2,543	322	7	2,874
非流動	—	—	70	70

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	製品補償損失 引当金	訴訟損失 引当金	その他	合計
2019年4月1日残高	2,543	322	78	2,944
期中増加額(繰入)	175	—	8	183
期中減少額(目的使用)	△702	—	—	△702
期中減少額(戻入)	△158	△6	—	△164
在外営業活動体の換算差額	△0	—	△0	△0
2020年3月31日残高	1,858	316	85	2,260
流動	1,858	316	13	2,188
非流動	—	—	72	72

19. 従業員給付

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（全て非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(1) 確定給付制度

① 退職給付に係る負債又は資産の内訳

退職給付に係る負債又は資産の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型の確定給付制度債務の現在価値	7	16
制度資産の公正価値	△1	△15
小計	5	1
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	3,384	3,513
退職給付に係る負債又は資産の純額	3,390	3,514

② 確定給付制度債務の現在価値の調整表

確定給付制度債務の現在価値の変動は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	3,540	3,392
当期勤務費用	254	255
利息費用	63	60
再測定による増減		
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	2	4
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	△50	43
その他	8	△9
給付支払額	△488	△143
過去勤務費用	92	35
その他	△30	△109
期末残高	3,392	3,529

③ 重要な数理計算上の仮定とその感応度分析

重要な数理計算上の仮定は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	2.06%	1.74%
昇給率	4.33%	3.68%

数理計算上の仮定が±0.5%変化することによって確定給付制度債務の現在価値に与える影響は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	仮定の変動	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.5%の増加	△90	△118
	0.5%の減少	98	122

割引率が0.5%増加した場合と0.5%減少した場合の確定給付制度債務の現在価値を、連結財政状態計算書で認識されている確定給付制度債務の現在価値の計算と同じ方法でそれぞれ算出し、実際の確定給付制度債務の現在価値との差額を影響額として算出しています。なお、当該分析において割引率以外の変数が一定であるとの前提をおいていますが、実際には他の仮定の変化が感応度分析に影響する可能性があります。

④ 確定給付制度債務の満期構成に関する情報

加重平均デュレーションは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
加重平均デュレーション(年)	10.0	10.0

⑤ 制度資産の公正価値の調整表

制度資産の公正価値の変動は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	151	1
利息収益(注)	2	0
再測定による増減		
制度資産に係る収益	5	7
事業主からの拠出額	125	6
給付支払額	△283	—
その他	0	0
期末残高	1	15

(注) 利息収益は、制度資産の期首時点の公正価値に確定給付制度債務の現在価値の算定に用いた割引率を乗じて測定しております。

⑥ 制度資産の公正価値の種類別内訳

制度資産の公正価値の種類別内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	活発な市場に おける公表価格が あるもの	活発な市場に おける公表価格が ないもの	活発な市場に おける公表価格が あるもの	活発な市場に おける公表価格が ないもの
債券	0	—	1	—
株式	0	—	6	—
現金及び預金	0	—	5	—
その他	—	0	—	1
合計	1	0	13	1

⑦ 確定給付費用の内訳

確定給付費用の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期勤務費用	254	255
利息純額	61	60
過去勤務費用	92	35
その他	—	△0
合計	408	351

これらの費用は連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」に含まれております。

(2) 確定拠出制度

当該制度に関連して期中に認識した費用の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
拠出額	3,389	3,479

当該費用は、連結損益計算書上の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」に含まれております。また、厚生年金保険法に基づく、厚生年金保険料の事業主負担分を含んでおります。

(3) 従業員給付費用

連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」に含まれている従業員給付費用は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賃金及び給与・賞与等	42,510	42,240
退職給付費用	1,505	1,503
その他	5,700	5,816
合計	49,716	49,560

(4) その他の従業員給付

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期従業員給付		
未払給与	1,105	923
未払賞与	2,510	2,481
有給休暇に係る負債	1,091	1,149
合計	4,706	4,555
長期従業員給付		
その他	11	11
合計	11	11

20. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本の管理

当社及び連結子会社は、グローバル規模での成長を通じた企業価値向上のために、設備投資及び研究開発投資等を行っています。これらの資金需要に対応するために、資金調達に係る債務及び資本の適切なバランスを考慮した資本管理を行っています。

(2) 授権株式数、発行済株式数及び自己株式数

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式の種類	普通株式	普通株式
授権株式数	220,000,000	220,000,000
発行済株式数：		
期首	60,907,599	60,907,599
期中増減	—	—
期末	60,907,599	60,907,599
自己株式数：		
普通株式	3,640,145	3,622,630

(3) 資本に含まれている剰余金の内容及び目的

① 資本剰余金

資本剰余金の内容は次のとおりであります。

(a) 資本準備金

日本の会社法は、株式の発行に対する払込み又は給付に係る金額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りを資本準備金に組み入れることを規定しています。資本準備金は、株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(b) その他資本剰余金

支配の喪失を伴わない子会社に対する所有持分の変動を資本取引として扱い、それに伴い発生したのれん、負ののれん等相当額をその他資本剰余金に計上しています。

(c) 新株予約権

ストック・オプション制度に係る新株予約権であります。

② 利益剰余金

利益剰余金の内容は次のとおりであります。

(a) 利益準備金

日本の会社法は、利益剰余金を原資とする配当を行う日において、配当額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることを規定しています。利益準備金は、株主総会の決議により、取り崩すことができます。なお、一部の海外の連結子会社についても、各国の法律に基づき、同様の利益準備金を積み立てることが定められています。

(b) その他利益剰余金

当社グループの稼得した利益の累計額であります。

(4) その他の資本の構成要素の内容及び目的

① その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動の累計額であります。

② 確定給付負債(資産)の純額の再測定

確定給付負債(資産)の純額の再測定は、数理計算上の差異と制度資産に係る収益(確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く)により構成されております。なお、確定給付負債(資産)の純額の再測定は発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

③ 在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された在外子会社の個別財務諸表を連結する際に日本円に換算したことに伴い発生した換算差額の累計額であります。

21. 配当金

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	1,431	25.0	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月29日 取締役会	普通株式	1,145	20.0	2018年9月30日	2018年12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	1,431	25.0	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	1,431	25.0	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	1,145	20.0	2019年9月30日	2019年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	1,145	20.0	2020年3月31日	2020年6月29日

22. 売上収益

(1) 収益の分解

分解した収益とセグメント収益の関連

当社グループは「自動車及び汎用計器事業」、「コンポーネント事業」並びに「自動車販売事業」を主な事業としており、製品の製造販売及び自動車の販売等を行っております。製品の販売については、製品を顧客に引渡しした時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね3ヶ月以内に支払いを受けております。自動車の販売等につきましても、引渡し時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

所在地別の売上収益とセグメント売上収益の関連は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	自動車及び 汎用計器事業	コンポーネント 事業	自動車 販売事業	その他	合計
日 本	52,300	11,170	24,563	12,294	100,328
米 州	58,507	—	—	—	58,507
欧 州	23,928	96	—	—	24,024
アジア	71,501	4,188	—	4,689	80,378
合計	206,237	15,454	24,563	16,983	263,239

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	自動車及び 汎用計器事業	コンポーネント 事業	自動車 販売事業	その他	合計
日 本	52,011	10,893	22,226	12,286	97,417
米 州	56,095	—	—	—	56,095
欧 州	20,373	—	—	—	20,373
アジア	64,318	4,278	—	3,856	72,453
合計	192,798	15,172	22,226	16,142	246,340

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権（受取手形及び売掛金）のみであり、残高は「注記9. 営業債権及びその他の債権」に記載しております。

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない、契約を獲得するための増分コスト、及び履行にかかるコストはありません。

23. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
荷造運搬費	△5,762	△5,234
従業員給料	△10,739	△10,913
貸倒引当金繰入額	△24	△29
製品補償損失引当金繰入額	△362	△15
退職給付費用	△414	△509
役員退職慰労引当金繰入額	△33	△33
減価償却費	△1,608	△2,590
その他	△12,886	△12,652
合計	△31,832	△31,979

24. その他の収益及び費用

(1) その他の収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
固定資産売却益	174	89
その他	924	1,081
合計	1,099	1,170

(2) その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
固定資産売却損	△31	△17
固定資産除却損	△173	△236
減損損失	△327	△344
その他	△114	△470
合計	△646	△1,069

25. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定される金融資産	2,047	2,443
受取配当金		
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融資産	607	604
合計	2,654	3,047

(2) 金融費用の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払利息		
借入金	△224	△219
その他	△4	△3
為替差損	△350	△2,928
その他	△0	—
合計	△579	△3,151

26. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益又は損失(△)の算定上の基礎

① 親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)	11,569	△350

② 加重平均普通株式数

(単位:千株)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
加重平均普通株式数	57,265	57,280

(2) 希薄化後1株当たり当期利益又は損失(△)の算定上の基礎

① 希薄化後の親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
希薄化後の親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)	11,569	△350

② 希薄化後普通株式の加重平均株式数

(単位:千株)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
普通株式の加重平均株式数	57,265	57,280
希薄化効果のある株式等	82	—
希薄化後普通株式の加重平均株式数	57,348	57,280

(注) 当連結会計年度において、77千株相当の新株予約権は、逆希薄化効果を有するため希薄化後1株当たり当期損失の計算から除外しております。

27. その他の包括利益

前連結会計年度及び当連結会計年度における非支配持分を含むその他の包括利益の各項目の変動額及び法人所得税費用は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 される金融資産の利得及び損失		
当期発生額	△3,281	△2,854
税効果額	950	834
小計	△2,330	△2,019
確定給付負債(資産)の純額の再測定		
当期発生額	40	△35
税効果額	△10	8
小計	30	△27
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	2,874	△7,235
小計	2,874	△7,235
その他の包括利益合計	574	△9,282

28. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループの資本政策については、「財務の安全性」と「資本の効率性」のバランスをとりながら、企業価値の向上を目指すことを基本方針としています。

「財務の安全性」については、格付機関による評価をひとつの目安とし、長期借入債務に対しての高い信用格付けを維持することにより、低コストでの外部資金調達が可能になるよう努めています。

一方、「資本の効率性」については、上記格付けが維持できる範囲で、負債による資金調達を優先し、資本の規模を抑制することで、全体の資本コストの低減をはかっています。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 金融商品の分類

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
金融資産		
償却原価で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	42,128	36,657
営業債権及びその他の債権	48,209	38,569
その他の金融資産	70,819	72,285
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
その他の金融資産	19,260	16,291
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
その他の金融資産	—	51
金融資産合計	180,417	163,855
金融負債		
償却原価で測定される金融負債		
営業債務及びその他の債務	42,837	34,519
借入金	61,372	63,945
その他の金融負債	773	6,242
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
その他の金融負債	2	—
金融負債合計	104,986	104,707

(3) 金融商品のリスク

① 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

(b) 信用リスクエクスポージャー

前連結会計年度(2019年3月31日)

受取手形、電子記録債権及び売掛金の帳簿価額、及びこれらに対する貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

受取手形、電子記録債権及び売掛金	常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失 と同額で測定している 金融資産	信用減損している 金融資産	合計
期首残高	45,244	0	45,245
期末残高	43,195	0	43,196

(単位：百万円)

貸倒引当金	常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失 と同額で測定している 金融資産	信用減損している 金融資産	合計
期首残高	263	0	263
当期増加額	117	0	117
当期減少額	△259	—	△259
その他 (在外営業活動体による換算差額)	△3	—	△3
期末残高	117	0	117

当連結会計年度(2020年3月31日)

受取手形、電子記録債権及び売掛金の帳簿価額、及びこれらに対する貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

受取手形、電子記録債権及び売掛金	常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失 と同額で測定している 金融資産	信用減損している 金融資産	合計
期首残高	43,195	0	43,196
期末残高	34,081	0	34,081

(単位：百万円)

貸倒引当金	常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失 と同額で測定している 金融資産	信用減損している 金融資産	合計
期首残高	117	0	117
当期増加額	140	0	140
当期減少額	△110	—	△110
その他 (在外営業活動体による換算差額)	△6	—	△6
期末残高	140	0	140

② 流動性リスク管理

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

金融負債の期日別残高の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
償却原価で測定される 金融負債								
営業債務及びその他の債務	42,837	42,837	42,837	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定を除く)	13,111	13,129	—	2,418	6,529	1,178	3,002	—
1年以内返済予定長期 借入金	3,750	3,755	3,755	—	—	—	—	—
短期借入金	44,510	44,654	44,654	—	—	—	—	—
長期リース債務	578	594	—	196	171	135	89	2
短期リース債務	195	204	204	—	—	—	—	—
純損益を通じて公正価値で 測定される金融負債								
デリバティブ負債	2	2	2	—	—	—	—	—
合計	104,986	105,178	91,454	2,614	6,700	1,314	3,091	2

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
償却原価で測定される 金融負債								
営業債務及びその他の債務	34,519	34,519	34,519	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定を除く)	13,562	13,575	—	7,768	2,054	3,752	—	—
1年以内返済予定長期 借入金	3,540	3,542	3,542	—	—	—	—	—
短期借入金	46,842	46,989	46,989	—	—	—	—	—
長期リース負債	4,266	4,276	—	1,740	1,268	957	174	134
短期リース負債	1,976	1,984	1,984	—	—	—	—	—
合計	104,707	104,888	87,036	9,508	3,322	4,710	174	134

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

③ 市場リスク管理

(i) 為替変動リスク

当社グループの主な為替リスクは、当社における海外取引先との決済を目的とした米国ドル建の外貨預金に関するものであります。従って、当社グループの為替リスクは主に当社に帰属します。当社の機能通貨である日本円が米国ドルに対して1%高くなった場合の、当社が保有する外貨預金の為替換算が当社グループの税引前当期利益に与える影響は以下のとおりであります。なお、米国ドル以外の通貨は変動しないものと仮定しております。

為替感応度分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
税引前利益	△129	△79

(注) 上記の△は、1%円高となった場合に、当社グループの税引前当期利益に与えるマイナスの影響額を意味しており、1%の円安は同額でプラスの影響となります。

なお、当社グループの在外営業活動体の財務諸表換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は上記分析には含んでおりません。

(ii) 金利変動リスク

当社グループは、金融機関からの借入を通じて資金調達を行っており、資金の調達や運用などに伴う金利変動リスクに晒されております。当社グループは、このような金利変動リスクに対して、長期借入金による金融コストの固定化や、債権と債務のキャッシュ・フローのマッチングを行うことなどにより、当該リスクをヘッジしております。その結果、金利変動が当社グループの利息支払い額に与える影響は軽微であります。

(4) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式等を保有しており、これらの資本性金融商品については、取引関係の維持・強化という保有目的に鑑み、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。

① 公正価値の測定方法

主な銘柄とその公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 2019年3月31日	当連結会計年度 2020年3月31日
本田技研工業(株)	10,582	8,644
日亜化学工業(株)	5,058	5,257
ヤマハ発動機(株)	1,458	878
スズキ(株)	484	255
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	245	179
(株)第四北越フィナンシャルグループ	167	126
(株)大光銀行	130	115
(株)SUBARU	127	104
(株)富山第一銀行	128	102
三菱電機(株)	71	66

② 認識を中止したその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

期中に認識を中止した、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の認識中止時点の公正価値、累積利得又は損失（税引前）は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
認識中止日における公正価値	7	181
処分に係る累計利得又は損失	△8	94

（注） 1. 主として取引関係の見直しを目的に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の一部を売却により認識を中止しております。

2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品は、認識を中止した場合、その他の包括利益の累積利得又は損失（税引後）を利益剰余金に振り替えております。

③ 受取配当金

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品から認識される受取配当金の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期中に認識を中止した資本性金融商品	0	—
期末日現在で保有する資本性金融商品	588	587

④ 資本性金融商品の感応度分析

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の価格変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務内容を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

当社グループの資本性金融商品の価格変動リスクに対する感応度分析は以下のとおりであります。この分析は、他の変数が一定であると仮定した上で、上場株式の株価が10%下落した場合に連結包括利益計算書のその他の包括利益（税効果考慮前）に与える影響を示しております。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他の包括利益	△1,376	△1,064

(5) 金融商品の公正価値

① 公正価値の測定方法

(i) 償却原価で測定する金融資産

(a) 現金及び現金同等物

短期間で決裁されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額によっております。

(b) 営業債権及びその他の債権

満期までの期間が短期であるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額によっております。

(c) 貸付金及びその他の金融資産

その他の金融資産のうち、3ヶ月超の定期預金等については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

上場株式の公正価値については期末日の市場価格、非上場株式の公正価値については主として純資産価値に基づく評価技法により算定しております。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債

取引先金融機関から提示された価格などに基づいて算定しております。

(iv) 償却原価で測定される金融負債

短期借入金は、短期間で返済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

上記以外の債務及び金融負債については短期間で決済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額によっております。

② 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは次のように区分しております。

レベル1：活発に取引される市場での公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象が発生した時点で認識しております。

レベル3に分類された金融資産について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の変動は見込まれておりません。

③ 金融商品の帳簿価額と公正価値

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入金	16,862	16,855	17,103	17,096

④ 経常的に公正価値で測定される金融商品

経常的に公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2019年3月31日)	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
純損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	—	—	—	—
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融資産	13,786	—	5,468	19,255
合計	13,786	—	5,468	19,255
純損益を通じて公正価値で 測定される金融負債	—	2	—	2
合計	—	2	—	2

(注) 前連結会計年度において、レベル間で振り替えた金融資産又は金融負債はありません。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2020年3月31日)	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
純損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	—	51	—	51
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融資産	10,643	—	5,643	16,286
合計	10,643	51	5,643	16,338
純損益を通じて公正価値で 測定される金融負債	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 当連結会計年度において、レベル間で振り替えた金融資産又は金融負債はありません。

⑤ レベル 3 に分類されている金融資産の公正価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	5,374	5,468
利得及び損失合計		
その他の包括利益	103	174
売却	△1	—
その他	△8	—
期末残高	5,468	5,643

(注) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失」に含まれております。

29. リース取引

(1) ファイナンス・リース(借手)

前連結会計年度における、ファイナンス・リースに係る将来最低支払リース料の支払い期間別の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	
	最低リース料総額	最低リース料総額の 現在価値
1年以内	195	193
1年超5年以内	576	554
5年超	2	2
合計	773	750
金融費用等控除額	△22	
最低リース料総額の 現在価値	750	

(2) オペレーティング・リース(借手)

① 将来最低支払リース料

前連結会計年度における、解約不能なオペレーティング・リースに係る将来最低支払リース料の支払期間別の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	201
1年超5年以内	413
5年超	14
合計	629

車両等を賃借しており、主としていくつかの契約には更新する権利を含んでおります。

② 当該期間の費用に認識されたオペレーティング・リース料

当該期間の費用に認識されたオペレーティング・リース料は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1,560

(3) リース取引に係る損益等

リース取引に係る損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
使用権資産減価償却費	
土地、建物及び構築物を原資産とするもの	1,332
機械装置及び運搬具を原資産とするもの	306
工具器具及び備品を原資産とするもの	46
無形資産、その他を原資産とするもの	11
合計	1,696
短期リースの例外によるリース費用	407
少額資産の例外によるリース費用	223
リース負債に係る支払利息	11

リース取引に係るキャッシュ・フロー総額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
リース取引に係るキャッシュ・フロー総額	1,861

(4) 延長オプション及び解約オプション（借手側）

当社グループにおいては、各社がリース管理に責任を負っており、リース条件は個々に交渉され、幅広く異なる契約条件となっております。

延長オプション及び解約オプションは、主に建物及び構築物に係るリースに含まれており、その多くは契約と同期間にわたる延長オプション、また、契約に定める期限までに相手方に通知した場合に早期解約を行うオプションとなっております。

(5) 使用権資産の増加額

使用権資産の増加額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
使用権資産の増加額	1,750

(6) 使用権資産の帳簿価額

使用権資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2019年4月1日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
土地、建物及び構築物を原資産とするもの	6,023	5,124
機械装置及び運搬具を原資産とするもの	763	812
工具器具及び備品を原資産とするもの	627	672
無形資産、その他を原資産とするもの	63	43
合計	7,477	6,652

30. 非継続事業

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

31. 他の事業体への関与の開示

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

32. 重要な子会社

(1) 当社グループの構成

当社の重要な子会社は「第1 企業の概況 3 事業の内容及び4 関係会社の状況」に記載しております。

(2) 重要性のある非支配持分が存在する子会社の詳細

該当事項はありません。

33. 関連当事者

経営幹部の報酬

当社の取締役及び監査役に対する報酬については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
基本報酬及び賞与	381	302
株式報酬	14	13
合計	396	315

34. 株式報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

連結会社は、ストック・オプション制度を採用しており、その内容は次のとおりであります。

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2011年 6 月28日	2012年 6 月27日	2013年 6 月25日	2014年 6 月26日
付与対象者の 区分及び人数(名)	当社取締役 15	当社取締役 14	当社取締役 13	当社取締役 15
株式の種類及び 付与数(株)	普通株式 24,700	普通株式 30,400	普通株式 13,900	普通株式 12,200
付与日	2011年 7 月19日	2012年 7 月19日	2013年 7 月18日	2014年 7 月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2011年 7 月20日～ 2041年 7 月19日	2012年 7 月20日～ 2042年 7 月19日	2013年 7 月19日～ 2043年 7 月18日	2014年 7 月18日～ 2044年 7 月17日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年 6 月26日	2016年 6 月28日	2017年 6 月28日	2018年 6 月27日
付与対象者の 区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 12	当社取締役 6 当社執行役員 14	当社取締役 7 当社執行役員 4	当社取締役 7 当社執行役員 4
株式の種類及び 付与数(株)	普通株式 8,300	普通株式 13,800	普通株式 9,000	普通株式 8,800
付与日	2015年 7 月17日	2016年 7 月20日	2017年 7 月20日	2018年 7 月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年 7 月18日～ 2045年 7 月17日	2016年 7 月21日～ 2046年 7 月20日	2017年 7 月21日～ 2047年 7 月20日	2018年 7 月21日～ 2048年 7 月20日

会社名	提出会社
決議年月日	2019年 6 月26日
付与対象者の 区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 6
株式の種類及び 付与数(株)	普通株式 10,600
付与日	2019年 7 月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年 7 月20日～ 2049年 7 月19日

前連結会計年度及び当連結会計年度に存在したストック・オプションは次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	オプションの数(株)	加重平均行使価格(円)
期首残高	77,300	1
付与	8,800	1
失効	—	—
行使	△3,000	1
満期消滅	—	—
期末残高	83,100	1
期末現在の行使可能残高	—	—

(注) 期中に権利が行使されたストック・オプションの権利行使日時点の加重平均株価は2,060円であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	オプションの数(株)	加重平均行使価格(円)
期首残高	83,100	1
付与	10,600	1
失効	—	—
行使	△17,600	1
満期消滅	—	—
期末残高	76,100	1
期末現在の行使可能残高	—	—

(注) 期中に権利が行使されたストック・オプションの権利行使日時点の加重平均株価は1,958円であります。

(2) 期中に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の測定方法

ストック・オプションについての公正な評価単価の見積りに使用した評価技法は、ブラック・ショールズ式であり、主な基礎数値及び見積方法は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
測定日時点の公正価値(円)	1,470.28	1,501.50
付与時の株価(円)	—	—
行使価格(円)	1	1
予想ボラティリティ(%)	32.31	33.29
権利行使可能となる日までの平均見積年数	3.5	4.5
予想配当(円/株)	42	45
無リスク利子率(%)	△0.11	△0.21

(3) 株式報酬費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	18	18

35. コミットメント

有形固定資産及び無形資産の取得に関する契約上のコミットメントは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産及び無形資産の取得に関するコミットメント	6,765	8,103

36. 偶発事象

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、重要性のある開示すべき偶発負債などはありません。

37. 後発事象

該当事項はありません。

38. 追加情報

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各国政府による都市封鎖及びそれに伴う顧客の工場稼働停止による売上の減少等を、翌連結会計年度の当社グループの業績への影響として見込んでおります。このため繰延税金資産の回収可能性の判断等、会計上の見積りを行うにあたっては、現時点で入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度の第1四半期の業績は大幅に下落するものの、第2四半期以降から第4四半期にかけて徐々に回復していくものと仮定し、判断しております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	61,662	124,239	183,910	246,340
税引前四半期利益 又は税引前利益 (百万円)	1,984	3,823	6,413	7,566
親会社の所有者に 帰属する四半期 (当期)利益 (百万円) 又は損失 (△)	1,264	1,687	3,410	△350
基本的 1 株当たり 四半期(当期)利益 (円) 又は損失 (△)	22.08	29.47	59.54	△6.13

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり 四半期利益 (円) 又は損失 (△)	22.08	7.39	30.07	△65.66

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,102	15,361
受取手形	279	221
電子記録債権	6,143	5,088
売掛金	※3 34,924	※3 31,039
製品	4,842	5,199
原材料	3,541	3,858
仕掛品	2,825	3,290
貯蔵品	486	564
前払費用	28	34
短期貸付金	※3 12,471	※3 9,794
未収入金	※3 4,332	※3 4,762
その他	37	66
貸倒引当金	△3	△2
流動資産合計	88,012	79,279
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1, ※2 3,895	※1, ※2 4,217
構築物	210	196
機械及び装置	※2 2,123	※2 1,966
車両運搬具	※2 69	※2 75
工具、器具及び備品	※2 2,403	※2 2,981
土地	※1 6,908	※1 6,900
リース資産	35	25
建設仮勘定	637	1,320
有形固定資産合計	16,284	17,683
無形固定資産		
特許権	—	370
ソフトウェア	1,855	1,764
ソフトウェア仮勘定	2,963	3,274
その他	32	23
無形固定資産合計	4,851	5,433
投資その他の資産		
投資有価証券	16,450	13,338
関係会社株式	73,482	75,158
長期貸付金	※3 1,796	※3 2,509
長期前払費用	23	13
繰延税金資産	2,748	6,126
その他	119	154
貸倒引当金	△190	△466
投資その他の資産合計	94,430	96,833
固定資産合計	115,567	119,950
資産合計	203,580	199,230

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,030	943
買掛金	※3 21,968	※3 15,870
短期借入金	※3 58,944	※3 64,157
1年内返済予定の長期借入金	3,750	3,400
リース債務	20	20
未払金	※3 2,273	※3 2,506
未払法人税等	231	1,465
未払費用	※3 5,759	※3 4,544
前受金	19	2
賞与引当金	949	972
役員賞与引当金	61	30
製品補償損失引当金	1,806	1,602
訴訟損失引当金	322	316
預り金	135	202
設備関係支払手形	347	200
その他	12	8
流動負債合計	97,634	96,242
固定負債		
長期借入金	13,100	13,450
リース債務	52	30
退職給付引当金	1,368	1,358
その他	140	121
固定負債合計	14,661	14,960
負債合計	112,295	111,203
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,494	14,494
資本剰余金		
資本準備金	6,214	6,214
その他資本剰余金	253	249
資本剰余金合計	6,468	6,464
利益剰余金		
利益準備金	960	960
その他利益剰余金		
別途積立金	68,680	68,680
繰越利益剰余金	2,898	1,677
利益剰余金合計	72,538	71,317
自己株式	△6,320	△6,289
株主資本合計	87,181	85,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,985	1,931
評価・換算差額等合計	3,985	1,931
新株予約権	117	109
純資産合計	91,284	88,027
負債純資産合計	203,580	199,230

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	※1 121,937	※1 115,086
売上原価	※1 109,631	※1 106,484
売上総利益	12,306	8,601
販売費及び一般管理費	※1, ※2 11,032	※1, ※2 11,816
営業利益又は営業損失 (△)	1,273	△3,215
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 4,420	※1 5,677
為替差益	540	—
その他	348	314
営業外収益合計	5,309	5,991
営業外費用		
支払利息	※1 363	※1 339
為替差損	—	1,147
貸倒引当金繰入額	180	276
その他	24	8
営業外費用合計	568	1,771
経常利益	6,014	1,004
特別利益		
固定資産売却益	※1 73	※1 2
投資有価証券売却益	—	94
特別利益合計	73	97
特別損失		
固定資産処分損	※1 46	※1 167
減損損失	269	334
投資有価証券評価損	96	116
関係会社株式評価損	2,622	—
その他	0	—
特別損失合計	3,034	618
税引前当期純利益	3,053	482
法人税、住民税及び事業税	934	274
過年度法人税等	—	1,318
法人税等調整額	18	△2,466
法人税等合計	952	△874
当期純利益	2,101	1,356

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金 利益剰余金合計		
当期首残高	14, 494	6, 214	253	6, 468	960	66, 480	5, 573	73, 013	△6, 325
当期変動額									
剰余金の配当							△2, 576	△2, 576	
別途積立金の積立						2, 200	△2, 200	－	
当期純利益							2, 101	2, 101	
自己株式の取得									△0
自己株式の処分			0	0					5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	0	0	－	2, 200	△2, 675	△475	4
当期末残高	14, 494	6, 214	253	6, 468	960	68, 680	2, 898	72, 538	△6, 320

	株主資本	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	87,651	6,299	103	94,055
当期変動額				
剰余金の配当	△2,576			△2,576
別途積立金の積立	—			—
当期純利益	2,101			2,101
自己株式の取得	△0			△0
自己株式の処分	5			5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△2,313	13	△2,299
当期変動額合計	△470	△2,313	13	△2,770
当期末残高	87,181	3,985	117	91,284

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,494	6,214	253	6,468	960	68,680	2,898	72,538	△6,320
当期変動額									
剰余金の配当							△2,577	△2,577	
別途積立金の積立								—	
当期純利益							1,356	1,356	
自己株式の取得									△0
自己株式の処分			△4	△4					30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△4	△4	—	—	△1,220	△1,220	30
当期末残高	14,494	6,214	249	6,464	960	68,680	1,677	71,317	△6,289

	株主資本	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	87,181	3,985	117	91,284
当期変動額				
剰余金の配当	△2,577			△2,577
別途積立金の積立	—			—
当期純利益	1,356			1,356
自己株式の取得	△0			△0
自己株式の処分	26			26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△2,054	△7	△2,062
当期変動額合計	△1,194	△2,054	△7	△3,257
当期末残高	85,986	1,931	109	88,027

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

計器類の製品・仕掛品……総平均法

その他の製品・仕掛品……個別法

原材料……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、特許権の償却年数は11年、ソフトウェア(自社利用分)の償却年数は5年(社内における利用可能期間)であります。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用……………定額法

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各国政府による都市封鎖及びそれに伴う顧客の工場稼働停止による売上の減少等を、翌事業年度の当社の業績への影響として見込んでおります。このため繰延税金資産の回収可能性の判断等、会計上の見積りを行うにあたっては、現時点で入手可能な情報に基づき、翌事業年度の第1四半期の業績は大幅に下落するものの、第2四半期以降から第4四半期にかけて徐々に回復していくものと仮定し、判断しております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

取引保証の担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	5百万円	5百万円
土地	153 "	153 "
計	159百万円	158百万円

※2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	183百万円	165百万円
（うち、建物）	31 "	31 "
（うち、機械及び装置）	136 "	123 "
（うち、車両運搬具）	0 "	0 "
（うち、工具、器具及び備品）	14 "	10 "

※3 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	39,040百万円	33,677百万円
長期金銭債権	881 "	2,308 "
短期金銭債務	23,928 "	24,035 "

4 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入債務及び商取引に対し、保証を行っております。

(債務保証)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
新潟マツダ自動車㈱	626百万円	489百万円
㈱NS・コンピュータサービス	369 "	46 "
計	995百万円	536百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引(収入分)	70,496百万円	66,576百万円
営業取引(支出分)	32,226 "	31,321 "
営業取引以外の取引(収入分)	3,644 "	4,925 "
営業取引以外の取引(支出分)	2,123 "	1,455 "

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
荷造運搬費	4,369百万円	3,915百万円
役員報酬	323 "	274 "
従業員給料	1,989 "	2,026 "
従業員賞与	416 "	487 "
賞与引当金繰入額	221 "	250 "
製品補償損失引当金繰入額	122 "	139 "
減価償却費	238 "	256 "
おおよその割合		
販売費	60%	52%
一般管理費	40%	48%

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式73,110百万円、関連会社株式371百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式74,786百万円、関連会社株式371百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(繰延税金資産)		
たな卸資産評価損	274百万円	321百万円
有価証券評価損	1,452 "	1,488 "
賞与引当金	288 "	295 "
訴訟損失引当金	98 "	96 "
退職給付引当金	416 "	412 "
減損損失	524 "	370 "
減価償却超過額	251 "	441 "
ソフトウェア開発費	2,287 "	4,650 "
製品補償損失引当金	514 "	452 "
その他	436 "	790 "
繰延税金資産小計	6,543 "	9,321 "
評価性引当額	△2,045 "	△2,356 "
繰延税金資産合計	4,497 "	6,964 "
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△1,749 "	△838 "
繰延税金負債合計	△1,749 "	△838 "
繰延税金資産の純額	2,748百万円	6,126百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	9.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.6	△280.4
法人税額の特別控除	△4.6	—
外国源泉税	4.4	17.0
評価性引当額	30.1	64.5
その他	1.7	△22.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2%	△181.3%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価 償却累計額
有形固定 資産	建物	3,895	629	71 (62)	235	4,217	12,124
	構築物	210	15	6 (6)	22	196	1,637
	機械及び装置	2,123	466	200 (197)	422	1,966	13,098
	車両運搬具	69	30	0	24	75	134
	工具、器具 及び備品	2,403	1,483	61 (30)	844	2,981	23,001
	土地	6,908	—	7 (7)	—	6,900	—
	リース資産	35	—	—	10	25	48
	建設仮勘定	637	2,483	1,801 (21)	—	1,320	—
	計	16,284	5,108	2,149 (326)	1,559	17,683	50,045
無形固定 資産	特許権	—	398	—	27	370	27
	ソフトウェア	1,855	614	8 (8)	697	1,764	1,552
	ソフトウェア 仮勘定	2,963	336	25	—	3,274	—
	リース資産 (無形)	32	—	—	8	23	21
	その他	0	—	—	0	0	0
	計	4,851	1,349	33 (8)	734	5,433	1,601

(注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

- | | | |
|---------------|------------------|--------|
| (1) 建物 | 3号館改修工事 | 468百万円 |
| (2) 機械及び装置 | 計器類生産設備の購入及び社内製作 | 356百万円 |
| (3) 工具、器具及び備品 | 生産用金型の購入及び社内製作 | 558百万円 |
| | 計器類生産設備の購入及び社内製作 | 480百万円 |
| (4) 建設仮勘定 | 凹面鏡生産性向上 | 814百万円 |
| | 3号館改修工事 | 391百万円 |
| | SMT-2更新 | 132百万円 |

2 国庫補助金の受入により取得原価より控除した圧縮記帳額は次のとおりであります。

- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 31百万円 |
| 機械及び装置 | 123百万円 |
| 車両運搬具 | 0百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 10百万円 |

3 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	193	278	3	469
賞与引当金	949	972	949	972
役員賞与引当金	61	30	61	30
製品補償損失引当金	1,806	139	344	1,602
訴訟損失引当金	322	—	6	316
退職給付引当金	1,368	98	109	1,358

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.nippon-seiki.co.jp/ir/public_notice/
株主に対する特典	ありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第74期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月27日に関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日に関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第75期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月9日に関東財務局長に提出。

第75期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月14日に関東財務局長に提出。

第75期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月14日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

日本精機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野田裕一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大島伸一	㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本精機株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本精機株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

日本精機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 島 伸 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精機株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 浩 一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長社長執行役員佐藤浩一は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社（35社）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社24社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社11社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上収益の概ね2／3に達している6事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上収益、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 浩 一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長社長執行役員佐藤浩一は、当社の第75期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。